

2025年度 学校危機管理マニュアル

町田市立木曽中学校

	学校安全担当	副校長	校長
最終確認日	4月23日	4月24日	4月25日

目次

- 1 マニュアルの基本事項 -----
 - ◆危機管理マニュアルの目的と位置付け
 - ◆危機管理の基本方針
 - ◆教職員・関係者等への周知等
 - ◆マニュアルの保管方法
 - ◆マニュアルの見直しと改善
 - ◆地域、学校、学区の現状
 - ◆危機管理の前提となる危機事象等
 - ◆平常時の危機管理体制
 - ◆点検
 - ◆自然災害等により、通常の教育が困難になった場合の対応
- 2 傷病者発生時の対応
 - ・頭頸部外傷編
 - ・熱中症編
 - ・食物アレルギー編
- 3 犯罪被害発生時の対応
 - ・犯罪被害防止 不審者編
 - ・犯罪被害防止 インターネット犯罪編
- 4 交通事故発生時の対応編
- 5 災害・気象災害発生時の対応
 - ・火災編
 - ・風水害・雪害編
 - ・地震編
- 6 その他の危機事象の発生時の対応
 - ・弾道ミサイル発射等への対応編
- 7 校外活動中・校内行事開催中における危機未然防止編

◆危機管理マニュアルの目的と位置付け

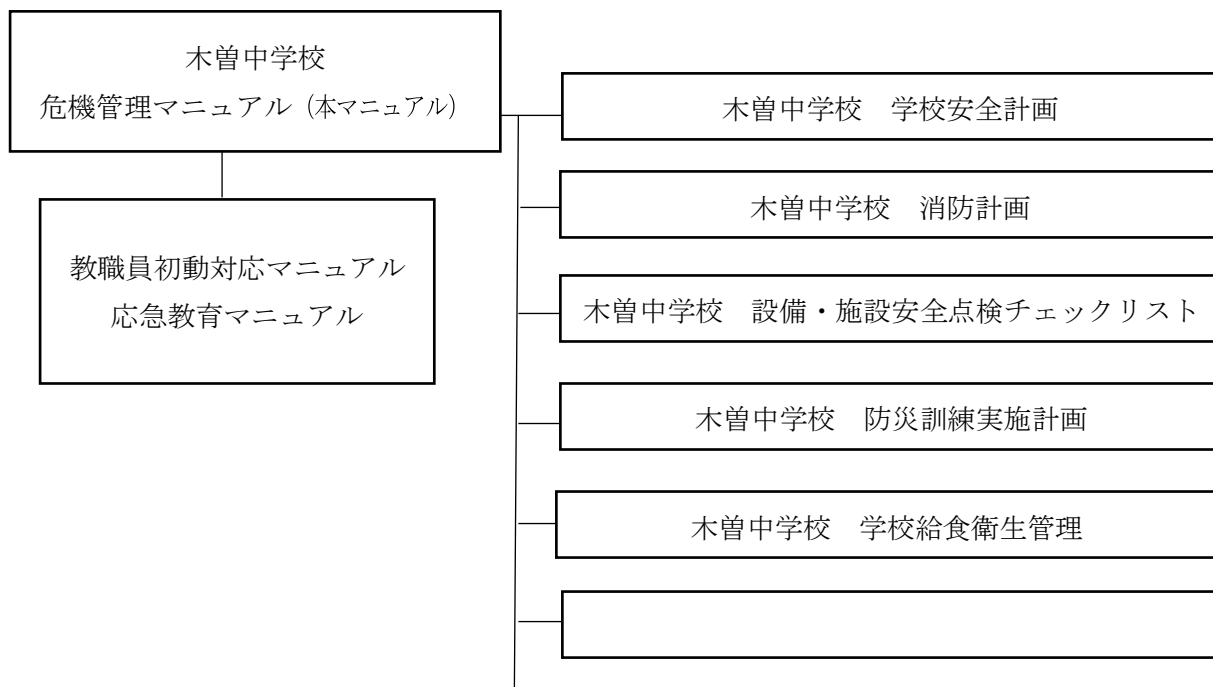
(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また本校は、町田市地域防災計画において水防法及び土砂災害防止法に基づく避難促進施設に指定されている。このため、本マニュアルは、同法に基づく「避難確保計画」としても位置付けられる。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



◆危機管理の基本方針

(1) 本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

○子どもの生命、安全の確保を第一とする。

○指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。

○地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

(2) 危機管理のポイント

○児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。

○学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。

○指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。

○常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

(3) 本校における危機管理の基本方針

○危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。

○学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。

○教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。

○危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。

○万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。

○危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

◆教職員・関係者等への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	＊本マニュアルに定める事項全般 ＊各教職員の役割
職員会議等における周知	＊季節ごとの注意点
毎月1回、異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は図上演習	＊発生事象別の緊急対応手順 ＊発災時の各教職員の役割

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 児童生徒・保護者への周知

校長は、本校の児童生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童・生徒	＊新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動 ＊各種防災訓練 ＊防災教育の学習	＊本校で想定される事故・災害等 ＊事故・災害等の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 ＊事故・災害等の発生時に児童が取るべき行動
保護者	下記で資料配布・説明 ＊新入生保護者説明会 ＊入学式後の保護者説明会 ＊PTA総会 ＊定例保護者会	＊本校で想定される事故・災害等 ＊事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ＊事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動（引渡し等）

(3) 関係機関への周知

校長は、毎年開催する学校運営協議会等における協議の場を通じて、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

- ＊木曽地区町内会（自主防災組織） ＊忠生地区地域ボランティア協会
- ＊町田警察署 ＊町田消防署 ＊忠生地区消防団 ＊学校医・学校歯科医・学校薬剤師
- ＊町田市防災危機管理課
- ＊まちとも・学童

◆マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

(1) 本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ（原データ）	木曽中学校画面先生共有フォルダ内 木曽中学校画面管理共有フォルダ内
印刷製本版	*職員室配備：副校席後ろ1部

(2) 緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順（フロー）を下記の箇所に掲示する。

傷病者発生時対応手順	*体育館 *保健室
火災発生時対応手順	*各教室 *特別教室 *職員室 *主事室
緊急通報手順・通報先	*職員室 *校長室

(3) 教職員への配布

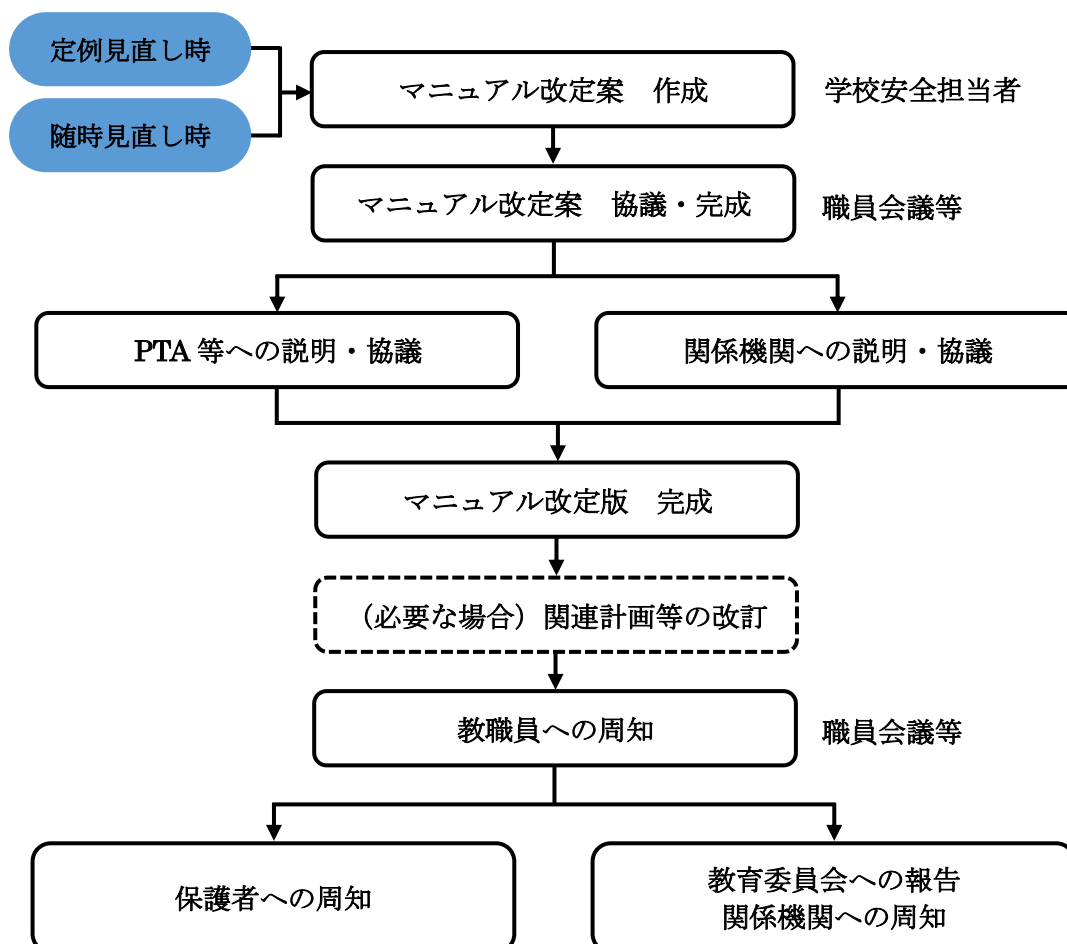
各教職員には、毎年度当初に実施する本マニュアルの読み合わせ研修に際し、冊子形式の本マニュアル及びこれを抜粋した教職員初動対応マニュアル（カード式）を1部ずつ配布する。教職員は、本マニュアルの内容を習熟するとともに、教職員初動対応マニュアルを常に携帯するものとする。

◆マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	*毎年度当初、及び人事異動があったとき *各種訓練・研修等を実施した後 *防災地区協議会において関係機関と協議したとき
随時見直し	*町田市地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき *各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき *先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。



◆地域、学校、学区の現状

(1) 地域の特徴

本校の位置する町田市は、東京都多摩地域の南部に位置し、市域の北側で八王子市、多摩市と接しながら、神奈川県側に大きく突出した形状をしており、東から西に向かって、川崎市、横浜市、大和市及び相模原市と隣接している。

西及び南を流れる境川、ほぼ中央を流れる鶴見川とその支流恩田川が流れている。市域の大部分が多摩丘陵に属し、地形的には同丘陵の北部、ほとんどが丘陵地帯である。最高地点は西端にある草戸山（表校364m）。

現在では人口42万人を超え、小田急線とJR横浜線の町田駅を核とする中心市街地は、百貨店やファッションビルが軒を連ねる商業集積地である。

(2) 地域の災害履歴

町田市内における過去の主な災害のうち、特に本校周辺で被害等が発生した事故・災害等は、以下のとおりである。

〈地震災害〉

年月日	被害状況等
2022年3月16日 (水) 23時36分頃	福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生。宮城県・福島県で最大深度6強。町田市内の約4万2千軒で「停電」が発生。2時間後から順次復旧。

〈風水害・土砂災害〉

年月日	被害状況等
2008年8月29日 (金)	森野2丁目の「境川」が大雨による増水で付近の道路が水没。共和にある横浜線降下トンネル閉鎖。森野橋の近くのマンションは床下浸水。落雷による停電も発生。

〈その他の事故・災害等〉

年月日	被害状況等
2023年4月6日 (木)	市内真光寺町の2階建て住宅から出火。この住宅に隣接する倉庫等7棟が焼け、出火場所の住宅の1階から男性の遺体が発見された。

(3) 学校、学区の現状

本校は町田市の西部に位置している。校舎は昭和58年建築であり、老朽化が進んだこと及び耐震補強の必要から平成12年改修工事が行われた。校舎に隣接して大型商業施設があり、先に町田街道と並行する町田駅前通りがある。本校から400m先の坂上に町田総合高校、さらに200m先に忠生公園がある。

学区は木曽西・木曽東・忠生からなる。近隣学区からの学区外通学者もあり、徒歩通学者だけでなく電車・バスによる通学者もいる。在籍する生徒、教職員の状況は以下のとおり。なお、教職員のうち約7割は市外からの通勤者である（小田急線・JR 横浜線利用）。

児童・生徒数		教職員数
全校児童・生徒	うち、特別な配慮を必要とする児童・生徒	
294人 内訳： 第1学年：88人 第2学年：112人 第3学年：94人	特になし	27人 内訳： 町田市内居住：7人

※2023年度

本校に通う生徒の世帯構造としては、核家族世帯が多い。保護者は日中勤務している共働き世帯が多いが、PTA活動への参画に熱心な世帯も多い。団地等が多いが、代々この地に居住し地元に着した世帯もあり、自主防災組織等の地域活動も活発な地域である。一方で、地域として子育て家庭も多いが、団地では高齢化も進んでおり、災害時には要配慮者となる住民も多い。

(4) 本校の災害時に係る情報収集手段状況

情報収集手段	状況
Jアラート IP 告知端末	○
防災行政無線個別受信機	○
同拡声子局（スピーカー）	○
インターネット	○
テレビ	○
ラジオ	○
町田市メール配信サービス	○

	土砂災害 警戒情報※	気象特別警報 大雨、暴風、 大雪、暴風雪	記録的短時間 大雨情報	気象警報	気象注意報
JアラートIP告知端末	○	○			
防災行政無線放送		○			
町田市メール配信サービス	○	○	○	○	○

※土砂災害警戒情報は町田市防災課で判断したのち情報を発信

◆危機管理の前提となる危機事象等

(1) 地震災害

町田市地域防災計画によると、本市で発生するおそれのある地震で想定されている被害等は、以下のとおりである。

名称	地震の概要	町田市の被害想定等
多摩直下型地震	多摩地区を震源とするマグニチュード7.3の地震 (出通勤時間時に最も大きな被害が想定されている)	最大震度：震度6強
立川断層地震	立川断層を震源とするマグニチュード7.4の地震 (出通勤時間時に最も大きな被害が想定されている)	最大震度：震度6弱

(2) 洪水等による浸水被害

町田市の発行する「町田市洪水・土砂災害ハザードマップ」(2022年2月発行)によると、市内を流れる境川で氾濫が発生した場合には、以下のような浸被害の可能性が示されている。

本校周辺の最大浸水深	備考(想定的前提条件)
3m～5m未満 (校舎2階利用可)	境川：想定最大規模降雨(72時間総雨量710mm)

また、本校の校区内を流れる境川については、ハザードマップは公表されていない。

(3) 土砂災害

近くに山や崖はなく、土砂災害の発生の可能性は低い

(4) 過去に発生した大雨等における降水量の最大値

町田市地域防災計画によると、過去に町田市で発生した降水量の最大値及びその際の主な被害状況は、下記のとおりである。

項目	観測値	観測日	主な被害状況等
1時間降水量	114mm	2008年8月29日	市内境川が氾濫、森野地区で内水氾濫が発生。

(5) その他、本校で想定される危機事象

上記①～③のほか、本校で想定される主な危機事象は、以下のとおりである。

危機事象		想定される事態（例）
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・ベランダ・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電など
	大規模事故災害	危険物取扱施設の爆発事故
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	感染症 結核、麻しん、新型コロナウイルス感染症 新たな感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質（PM 2.5）
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

(6) 避難所等の指定状況

町田市の「地域防災計画」では、本校は以下のとおり災害時の緊急避難場所・避難所として指定されている。

施設名	緊急避難場所							避難場所
	洪水	土砂災害	内水氾濫		地震	大規模火災		
木曽中学校					○			体育館

出典：町田市地域防災計画 資料編

◆平常時の危機管理体制

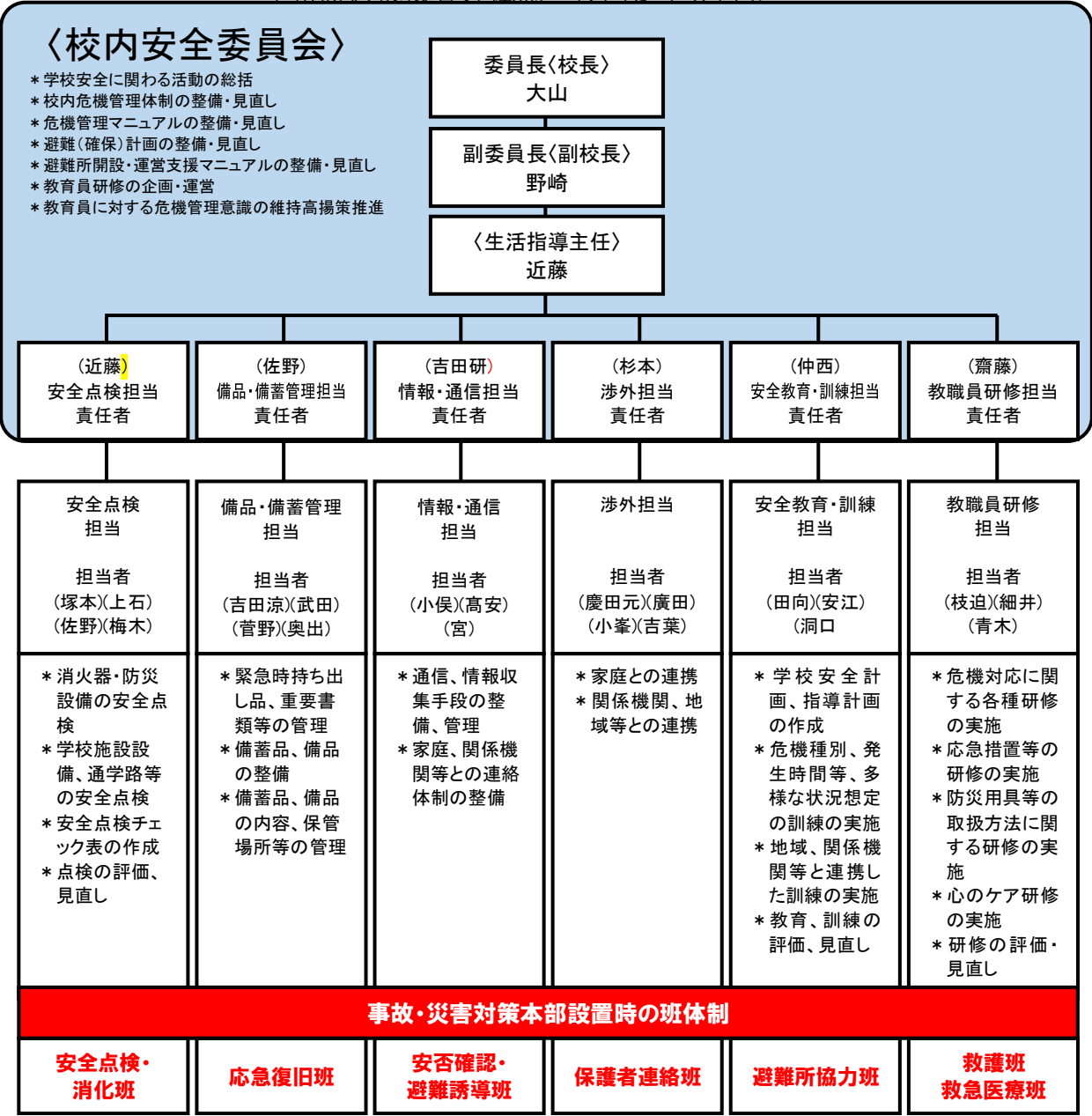
校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会（下図）を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、学校安全担当教諭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、事務長、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々

な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

平常時の危機管理体制～校内安全委員会～



◆点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

(1) 危険箇所の把握

危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。

□ 安全点検（教職員により実施）

安全点検等の実施時期、対象、担当、様式については以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておくこと（情報共有・経過観察の際に有効）

点検	点検時期 対象	責任者	使用する様式
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 ※毎月実施対象： ※每学期実施対象：非構造部材の劣化状況、	副校長	教材等の安全点検表 プールの安全点検表 運動場・校地の安全点検表 避難経路・避難場所の安全点検表
	家具の耐震性の点検 ※年1回実施	副校長	
	校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所 ※すべて每学期実施対象	副校長	
臨時点検	学校行事前後 (校内施設・設備)	安全指導 担当教員	
	災害時(校内施設・設備)	副校長	
日常点検	通常の授業日 (授業で使用する施設・設備)	全教職員	

学校施設・設備のうち、非構造部材の点検については、町田市教育委員会の策定した点検方針及び点検実施計画等に基づき実施する。実際の点検の際には、文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考に、耐震点検を実施する。

文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年3月改訂版）」

<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/gijyutsu2.pdf>

□ 合同点検（保護者、地域、警察等と実施）

毎年7月に「通学路の安全マップ」を基に、保護者・地域関係者・警察と合同で通学路の点検を実施する。その際、以下の点を確認する。

- ・歩道や路側帯の整備状態
- ・車との側方間隔や往来する車の走行スピード
- ・右左折車両のある交差点や見通しの悪い交差点
- ・沿道施設の出入口の見通し
- ・渋滞車両・駐車車両の存在（日常的な状況）
- ・通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など）

□ 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、児童、保護者、地域等より）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、「事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。報告された情報は、校内配置図・校外マップを用いて整

理・集積し、校内安全委員会に蓄積する。

- ・ 事故に遭った（見聞きした）
- ・ 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした
- ・ 潜在的なリスクに気づいた

なお、報告者は教職員だけでなく、児童、保護者、地域住民、関係機関等も含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

□ 事故等情報より抽出

安全点検の際に、下記データベースを検索し、抽出した事例を自校の環境に置き換えて危険箇所を把握する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

（２）危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で校内安全委員会にて分析・対策・管理をする。

① 危険箇所をそのままにした場合に起こり得る事故・被害を具体的に想定する。

- 児童の振る舞い、行動を分析する（横断時の左右未確認、一時不停止等）。
- 大勢での移動、車椅子での移動など、多様な条件が存在することに留意。

② ①の想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。

- 【物理的対策】例：業者に依頼して緊急修理、転落防止の防護策の設置、外灯の設置、植栽の剪定依頼等
- 【人的対策】例：スクールガード等の見守り活動、警察の協力を得た重点的な交通安全キャンペーン等
- 【児童等への指導・連携】例：特に注意して横断すべき箇所、犯罪発生危険箇所に対する重点的な街頭指導、PTA・地域と危険箇所についての共通認識をもつ等

③ 教職員のみで危険箇所のリスクが十分に判断できない場合は、町田市教育委員会を通じて専門家への調査を依頼する（専門家の点検に立ち会った際には、点検の方法や視点を学び、教職員のみでの点検時に活かす）。

（３）点検の適切性の評価・改善

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善につとめる。

- 安全点検で確認する箇所や観点は明確か。
- 安全点検の具体的な方法は明確か（実施者によって異なることはないか）。
- 安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か（緊急修理、立ち入り禁止

措置、教育委員会等への対応依頼等)。

☐ これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか（危険箇所が放置されていないか）。

また、外部評価として、定期的に町田市教育委員会による点検内容の評価及び改善支援を受ける。

自然災害等により、通常の教育が困難になった場合の対応

日	教育委員会等 (教育総務課、指導課、学務課、施設課)	学 校
震度5強以上（観測点：町田市）の地震が発生		
発生 初日	①市内各小・中学校の児童生徒・教職員の安否確認 ②消防署・警察署等から救出情報等の入手 ③教育委員会と報告・連絡・相談	・各学校の危機管理マニュアルに従い、児童・教職員の安全確認を最優先に「避難」「校舎等の安全確認」「通学路の安全点検」「保護者への引渡し」等を行う。
通常教育が困難な状況（水が出ない等）		
二日目 以降	①校舎等の被害状況調査及び応急処置、ライフライン・トイレの確認 ②通学路等学校近隣の安全確認 ③教職員の状況確認、教科書等の教材確認等 ④児童生徒の状況確認 ⑤応急教育の準備…教育委員会や災害対策本部に連絡。	・当面は休校である旨を保護者・教職員に伝える。 ・教育委員会と連携し、児童生徒の安全確認と精神面等のフォローをする。 ・教科書等の教材、使用可能教室等の確認をする。
応急（通常）教育再開の目途が立った場合		
三日目 以降	・児童生徒・教職員、学校施設の状況を調査し、登校日の調整を学校と行う。 ・再開計画を周知する。（避難所への貼紙、防災無線の活用、ラジオ等マスコミの利用等）	・教育委員会と連携しながら、学用品等の準備をし、応急教育の計画を立てていく。 ・教育委員会と連携し、再開に向けた、準備計画を進める。 ・再開計画を保護者に周知する。（学校メール、ホームページ、緊急連絡網等）
応急（通常）の教育再開		
教 育 再開後	【応急教育の区分】 ①短縮授業…午前中のみの授業 ②合併授業…クラスもしくは学年合同 ③二部授業…午前と午後等に分ける ④分散授業…地域センター等の利用 ⑤上記の併用授業 ・校舎内外の安全環境や児童生徒の精神的なフォローも含め、引き続き、支援や状況を確認していく。	・学校に来られない児童や教職員に配慮しながら、通常の教育を取り戻していく。

(1) 指導計画を作成する上での確認事項

校長は、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図る。

また、顧問教員は、外部指導者及びコーチと連携し、以下の確認事項を踏まえた上で適切な指導計画を作成し、計画的に実施する。

○活動目標を明確にした上で、事故発生要因となりうる以下の危険要因を十分に見極め、指導計画に反映する。

○生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間を設定する。

○疲れや体調不良など、日頃から生徒の健康管理に十分配慮する。

○運動種目等の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○教員顧問等が活動場所に不在の場合は、事故の起きやすい活動内容を避ける。

○大会参加に当たって、以下の点を確認する。

①適切な実施計画を作成し、関係職員や保護者に周知するとともに、参加に対する保護者の承諾を適切な方法で得ているか。

②大会中の生徒の健康管理に配慮しているか。

③移動手段は適切なものであり、安全は確保されているか。

④緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）が整備され、確実に機能するかを事前に確認しているか。

顧問教員は、活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や生徒の健康状態等の情報交換など、連携を十分に図る。

(2) 生徒への指導事項

顧問教員は、運動部活動を行うに当たって以下の点について生徒に十分指導する。

○基本的に生徒自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。

○過剰な練習や無理な環境下での練習は、様々な事故の誘引となる危険性がある。

○長時間集中して活動していると判断力が低下してくるため、周囲の生徒が互いの体調を相互管理する（体調不良等の観察、声掛け等）。

○自分自身が体調不良（頭痛、吐き気・気分不快等）を感じたときには速やかに顧問教員に伝える。

(1) 熱中症の基本的な理解

熱中症予防の留意点

熱中症には、睡眠や活動前の食事などを含めた体調が影響する。暑さだけではなく、下記に示した4点を配慮し、活動させる。

環境条件に応じて運動する

- ・できるだけ涼しい時間帯に行わせる。
- ・こまめに休憩をとる。(30分程度に1回の目安)。

こまめに水分補給をする

- ・暑いときは、児童・生徒一人一人の状況に応じて、こまめに水分をとらせる。
- ・0.2%濃度の食塩水やスポーツドリンクなどが望ましい。

暑さに慣らす(馴化)

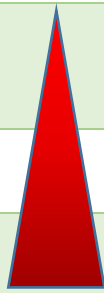
- ・暑さに慣れるまで(個人差はあるが1週間程度)は、短時間で軽めの運動を行う。
- ・しばらく運動をしない期間があった時や、活動開始の初日などは、特に注意する。

できるだけ薄着にし、直射日光は帽子で避ける

- ・暑い時は、軽装にし、素材も吸湿性や通気性のよいものにする。
- ・屋外で直射日光に当たる場合は、帽子をかぶらせる。
- ・防具等をつける場合には、休憩中に防具や衣服を緩め、熱を逃がす。

暑さに弱い人には特に注意する

- ・暑さへの耐性は個人差が大きいことを認識する。
- ・常に健康観察を行い、状況に応じて運動を軽くすることや休憩させるなど無理をさせないようにする。

熱中症のタイプ			
熱失神	熱けいれん	熱疲労	熱射病
めまい、失神などが見られる。顔面蒼白となり、脈は速くて弱くなる。	足、腕、腹部の筋肉に痛みを伴ったけいれんが起る。	脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気等が見られる。	高体温と意識障害（応答が鈍い、言動がおかしい、意識がない。）等の症状を呈し、多臓器不全等を併発するなど、死亡率が高い。
熱中症の症状と重要度の分類			
分類	程度	症状	重症度
I 度	現場での応急処置で対応できる軽症	○めまい・失神 ○筋肉痛・筋肉の硬直 ○大量の発汗	
II 度	病院への搬送を必要とする中等症	○頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	
III 度	入院して集中治療の必要性のある重症	○意識障害・けいれん・手足の運動障害	

（２）児童・生徒の体調等の把握

児童・生徒の体調等の把握方法
セルフチェック ・心拍数、血圧、体温、体重、平衡機能（閉眼片足立ちテスト等） ・自覚的コンディション（体調、疲労、睡眠状況等） ・トレーニング内容（運動強度、運動量、運動時間等）
指導者によるチェック ・観察や聞き取りによるチェック ・負荷テスト（一定の負荷テストにおける心拍数や血圧などの反応）
体調等チェックの留意点 ・継続的にチェックする。 ・様々な指標を用いて多角的にチェックし、その結果を児童・生徒の身体面、精神面及び技能面のそれぞれの相互関係を踏まえて判断（評価）する。 ・保護者との協力のもと、児童・生徒が自らチェックする習慣をつくる。

(3) 熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃		
31	27	35	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
28	24	31	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
25	21	28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
21	18	24	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		
			ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。
 - 2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。
湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
 - 3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。
運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
- ※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

【参考】公益財団法人 日本体育協会 ホームページ

(4) 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の発表について

「熱中症特別警戒情報」が通知されたときは、屋外での教育活動（部活動等含む）については、中止とする。

	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート)	熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)
発表の基準	気象庁の府県予報区内どこかの地点で暑さ指数(WBGT)が33以上になると予測した場合	① 都道府県内の全ての情報提供地点で暑さ指数(WBGT)が35以上になると予測した場合 ② ①に該当しない場合であって、自然的社会的状況により、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがあると認められる場合
期間	4月の第4水曜日から10月の第4水曜日	4月の第4水曜日から10月の第4水曜日
発表の地域単位	気象庁の府県予防区等单位	都道府県単位
伝達方法	環境省のホームページ等において発表	環境大臣から都道府県知事に、都道府県知事から市町村長に「熱中症特別警戒情報」を通知
発表時間	前日の17時頃と当日の朝5時頃	前日14時頃

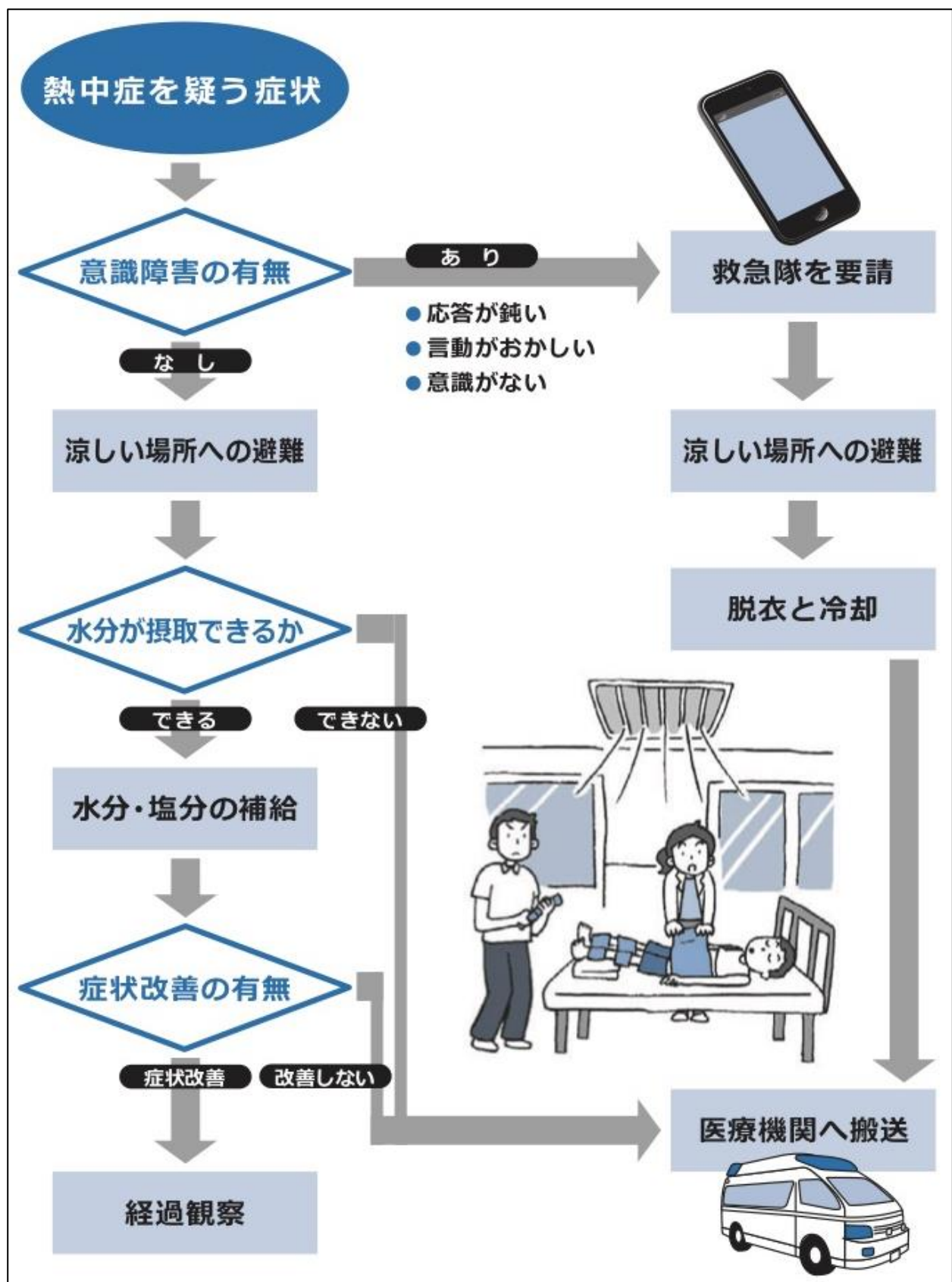
【参考】環境省熱中症予防情報サイト

(5) WBGT 測定器及びその他の備品の整備

機器等の名称	設置・保管場所	管理責任者	作動状況
WBGT 測定器	教員用	(副校長)	☒ 正常 ☐ 異常
WBGT 測定器	職員室	(副校長)	☒ 正常 ☐ 異常
WBGT 測定器	体育館		☒ 正常 ☐ 異常
WBGT 測定器	保健室	(養護教諭)	☒ 正常 ☐ 異常
ワイヤレス 温湿度計	()	()	☐ 正常 ☐ 異常
冷凍庫	(保健室)	(養護教諭)	☒ 正常 ☐ 異常
送風機	(体育館)	()	☒ 正常 ☐ 異常
冷風機	(体育館)	(保健体育科)	☒ 正常 ☐ 異常
製氷機	(職員室)	(副校長)	☒ 正常 ☐ 異常
AED	(職員室前とプール 玄関 計2カ所)	(副校長)	☒ 正常 ☐ 異常

発生時の危機管理

(1) 発生時の判断基準



（２）熱射病が疑われる場合の身体冷却法

熱射病が疑われる場合、以下の身体冷却法を行う。熱射病が疑われる場合には身体冷却を躊躇すべきではなく「寒い」というまで冷却すること。

①「水道水散布法」

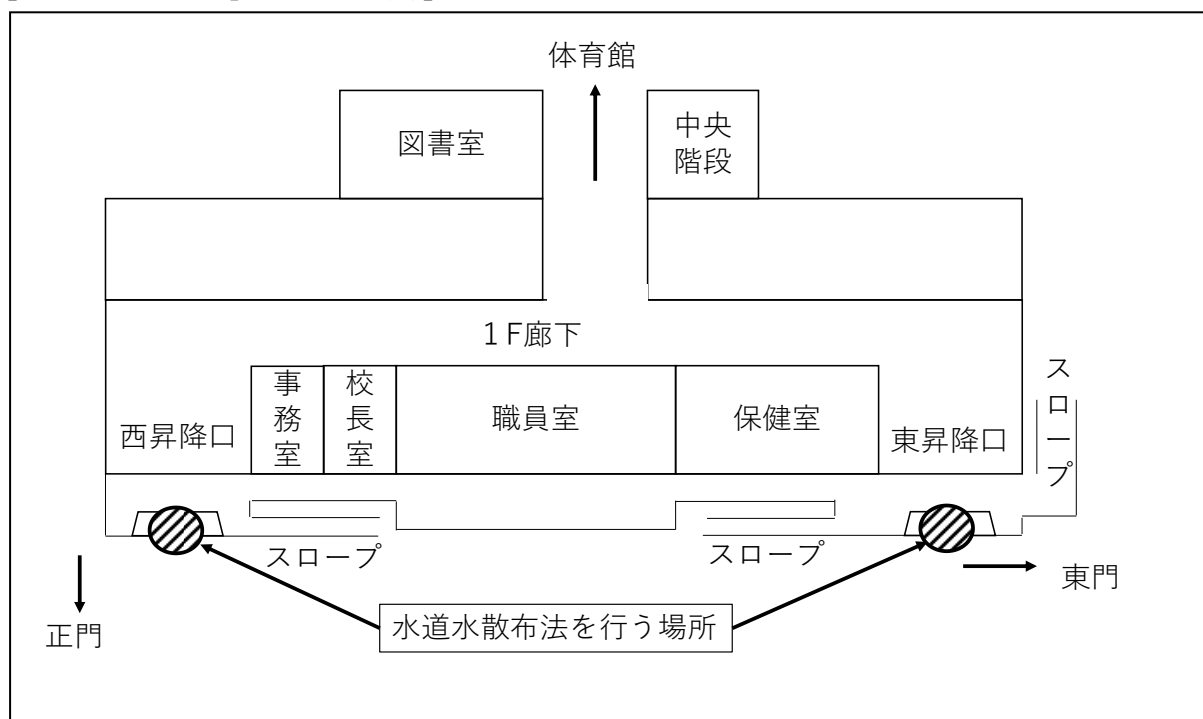
水道につないだホースで全身に水をかけ続ける。

※冷却はできるだけ早く行う必要がある。

※救急車を要請する場合も、その到着前から冷却を開始することが必要



【「水道水散布法」を行う場所】



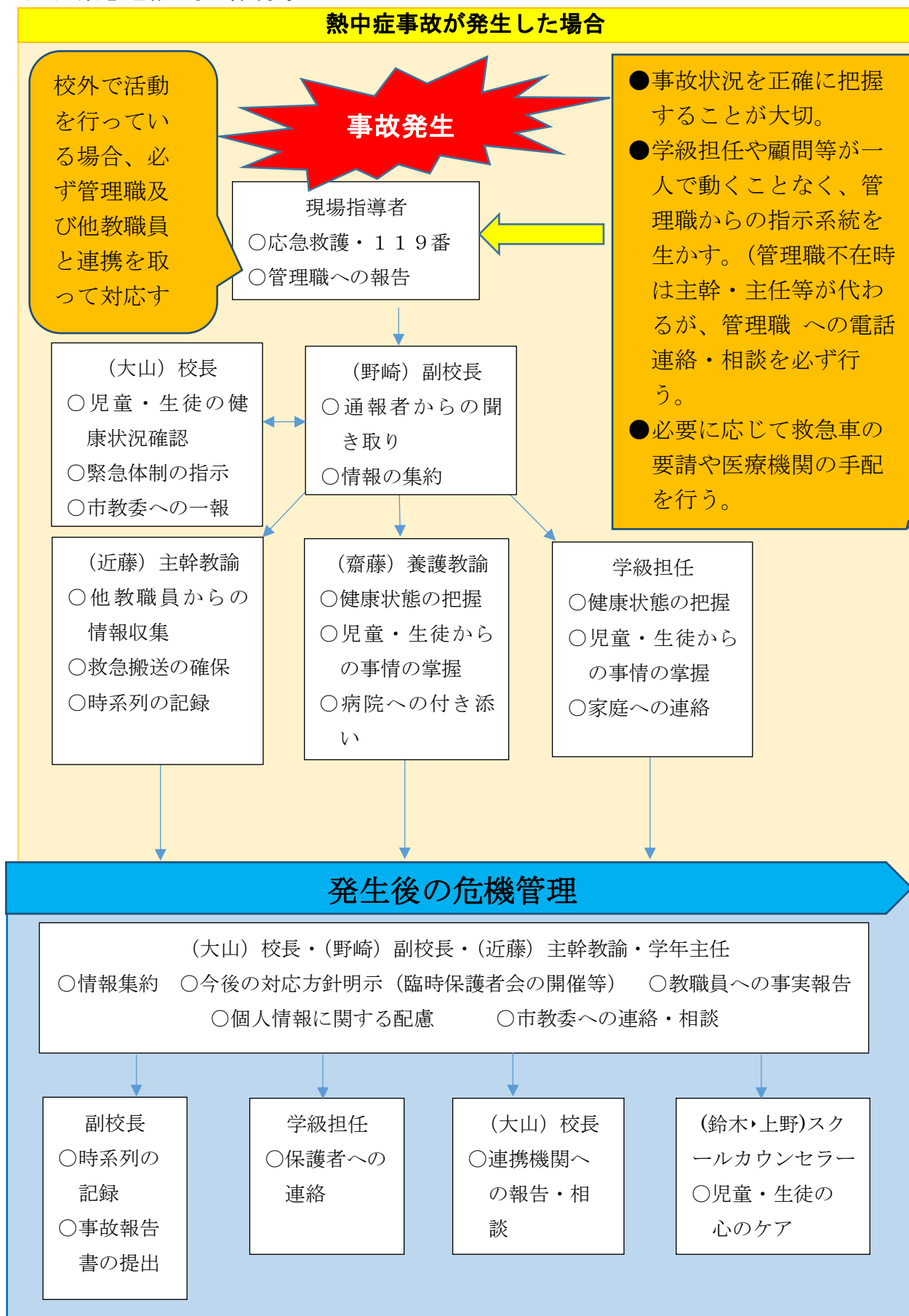
②「水道水散布法」が困難な場合

エアコン（最強で）の利いた保健室に收容し、氷水の洗面器やバケツで濡らしたタオルをたくさん用意し、全身にのせて、次々に取り換える。扇風機も併用し、冷却する。

また、氷やアイスパックなどを頸、腋の下、脚の付け根など太い血管に当てて追加的に冷やすとよい。



(3) 緊急連絡・対応体制等



(1) 食物アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

委員長	校長	対応の統括責任者
委員	副校長	校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	教務主任・主幹教諭	副校長補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	栄養教諭・学校栄養職員	給食調理・運営の安全管理、事故防止
	保健主事	教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	給食主任	栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

(2) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長等	*校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、市区町村教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 *食物アレルギー対応委員会を設置する。 *個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 *関係教職員と協議し、対応を決定する。
全教職員	*食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。 *緊急措置方法等について共通理解を図る。 *学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	*食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にを行い、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。

	*食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。 *給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 *他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	*食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡際の確認等）を立案する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 *主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。

（参考）文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）

（3）食物アレルギー対応実践までの流れ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内容	実施時期(目安)
1. アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童生徒の把握	(A)就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (B)アレルギー疾患の児童生徒に対する取組について相談を受け付ける旨の保護者通知を配布する。	3月～ 4月
2. 対象となる児童生徒の保護者への管理指導表の配布	○(A)により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配布し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○(B)により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には学校が保護者に管理指導表を配布し、学校への提出を要請する。	3月～ 4月
	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提	3月～ 4月

	出	
3. 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備	○校長、副校長、学級担任（学年主任）、養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。 ○養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が中心となり、取組の実践にむけた準備を行う。 ① 個々の児童生徒の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携） ② アレルギー取組対象児童生徒の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管） など	4月
4. 保護者との面談	○「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する	4月
5. 校内「食物アレルギー対応委員会」における教職員の共通理解	教職員全員が個々の児童生徒の「取組プラン」の内容を理解する。	4月
	「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。）	4月～ 5月
6. 校内「食物アレルギー対応委員会」における中間報告	「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。	随時
	取組の継続実施	
7. 来年度に活用する管理指導表の配布等	配慮・管理を継続する児童生徒の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。	3月

（参考）公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」 p.14

(4) 給食における対応

本校の学校給食における食物アレルギー対応の大原則は以下のとおりとする。

- 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 町田市教育委員会より示される食物アレルギー対応の方針に基づいて対応するとともに、必要に応じて同委員会より支援を受ける。

(5) 学級における安全な給食運営

学級担任及びサポートに入る教職員は、学級における日々の給食運営を以下の対応レベルに応じて確実に実施する。

学校給食における食物アレルギー対応指針
(文部科学省) より抜粋

町田市立小学校給食における食物アレルギー対応レベル

※「小学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を三食すること

レベル	詳細な対応	対応	対応しません	
			教室内で配膳時及び喫食時において児童自身の判断等で、給食から原因食品を除いて食べる対応は、誤食が起きやすく、かつ、安全性が十分に確保できないため、町田市では行いません。	
レベル 1	詳細な献立表対応	給食の原材料を詳細に記載した献立表を事前に配付し、それをもとに保護者や学級担任などの指示又は児童自身での判断で、給食から原因食品を除いて食べる対応。単品で提供されるもの（例 果物など）以外、調理されると除くことができないので適応できない。 詳細な献立表の作成と配布は学校給食対応の基本であり、レベル2以上の対応でも合わせて提供すること。		
レベル 2	弁当対応	一部弁当対応	対応します 以下の除去食対応が困難、または除去食では栄養量等が不足する場合（除去食対応が困難な場合等）には、保護者の方の判断により家庭から弁当を持参します。 ①原因食物が主食や主菜などに含まれており、除去することで十分な栄養摂取等ができない場合 【例】スパゲッティミートソースで、パスタ（小麦）を除去しミートソースのみ提供。家庭から米粉のパスタ等を持参。 ②原因食物が献立の中心食材となっているなど除去することで料理として提供できない場合 【例】魚フライの魚除去、鶏のから揚げの鶏肉除去、卵焼きの卵除去、飲用牛乳、単品の果物 など ③原因食物が微量でもアレルギー症状を発症する恐れがある場合 【例】調味料・だし・添加物等に含まれる微量な原因食物でも除去が必要	
		完全弁当対応	一部弁当対応	原因食物を含む一部の料理において除去食対応が困難な場合等には、不足する栄養量等を補うために、その献立に対してのみ部分的に家庭から持参した弁当（おかず等）を食べます。
		完全弁当対応	完全弁当対応	原因食物が多岐にわたり、多くの料理において除去食対応が困難な場合等には、給食提供はすべて行わず、持参した弁当を食べます。
レベル 3	除去食対応	広義の除去食は、原因食品を給食から除いて提供する給食を指し、調理の有無は問わない。 【例】飲用牛乳や単品の果物を提供しない等 本来の除去食は、調理過程で特定の原材料を除いた給食を提供することを指す。 【例】かき玉汁に卵を入れない 等	対応します ・原因食物を除いた給食を提供します。 【例】飲用牛乳や単品の果物を提供しない 等 ・調理過程で原因食物を除いた給食を提供します。 【例】かき玉汁に卵を入れない 等	
レベル 4	代替食対応	広義の代替食は、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する給食を指し、除去した食材や献立の栄養価の考慮の有無は問わない。本来の代替食は、除去した食材や献立の栄養量を考慮し、それを代替して1食分の完全な給食を提供することを指す。	対応しません 通常食とは別の調理作業が可能な作業人員や作業場所が必要なこと、また、調理作業が複雑化するなど、安全性が確保できないため、対応は行いません。	

※町田市立中学校給食（選択制ランチボックス形式）は、同工場内で他自治体の給食等を調理しておりコンタミネーションがおきる危険性が高いため、食物アレルギーの対応はしません。

※町田市立中学校給食（全員給食）の食物アレルギー対応については、「中学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を参照すること。

(6) 給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす児童生徒がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

調理実習	＊家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際にそれらの食物アレルギーを有する児童生徒に対する配慮が必要になる。
卵の殻を使った授業	＊卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。
牛乳パックの洗浄	＊リサイクル体験などで児童生徒が給食後に牛乳パックを解体、洗浄、回収する場合があるが、この作業により牛乳が周囲に飛び散る。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す最重症の児童生徒にとっては周囲で行われるだけでも大変危険なので、十分な配慮が必要である。
ソバ打ち・うどん打ち体験授業	＊ソバ打ちは、ソバ粉と小麦粉をふるいにかけて練るところから始まる。ふるいにかけるときに、ソバ粉が宙を舞って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするため、ソバアレルギーの児童生徒にとっては注意が必要である。 ＊うどん打ち体験も小麦アレルギー児にとって問題になることがある。
小麦粘土を使った図工授業	＊小麦粘土で遊んだり造形をしたりするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来す児童生徒がいる。 ＊小麦アレルギーの児童が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。

(7) 当事者以外の児童に対する説明

アレルギー疾患の児童生徒への取組を進めるに当たっては、他の児童生徒からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童生徒に対してどのような説明をするかは、他の児童生徒の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童生徒及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

犯罪被害防止 不審者対応編

犯罪被害防止に関する日常管理

(1) 不審者侵入の防止の3段階チェック体制

段階	具体的な方策
A 校門	校門の施錠管理、校門の利用箇所・利用時間の指定、防犯カメラ、来訪者向け案内
B 校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎の入口や受付への案内・誘導・指示、通行場所の指定、死角の排除
C 校舎への入り口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札の着用

(2) 校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童生徒及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童に徹底させる。

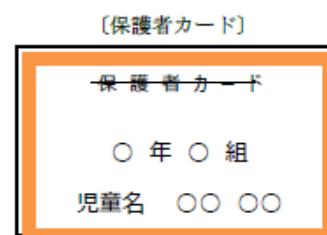
時間	児童生徒・教職員	来校者・保護者
登校時間 8時15分～25分	☐ 管理員が、6時30分に解錠する。 ☐ 生徒は東門・正門通用口から登校する。 ☐ 生徒は遅刻した場合、東門・正門通用から登校する。	☐ 東門・正門横の通用口を使って出入りする。
授業中	☐ 基本的に出入りなし。	
下校時間 * 曜日・学年により時間帯は異なる	☐ 下校時間開始時刻から登校時と同じ門から下校する。	
下校時間後	☐ 最終退出者が東門・正門通用口を施錠する。	

(3) 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- ☐ 来校者向けに、校庭門及び正門に「来校者の方は正門横通用口から事務室受付へおいでください」の案内を掲示する。
- ☐ 来客の予定がある場合は、あらかじめ事務室設置の来校者予定表に記入する。
- ☐ 事務室受付にて、一般来校者には来校者受付票、保護者には保護者受付票に記入を求める。
- ☐ 一般来校者には来校者胸章を1人1つ配布し、安全ピンかクリップにより胸の位置につけるよう求める。
- ☐ 保護者には、年度初めに配布する保護者カードをカードホルダーに入れて持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。また、保護者の自家用車による来校は原則禁止とする。

- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には胸章や保護者カードを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。



(4) 校内の巡視

- 通常授業日は、毎日始業前・授業中・業間の休み時間・昼の休み時間・放課後の計5回、当日の各学年教員および生活指導主任が「校内巡視チェックリスト」を用いて巡視を行う。

(5) 校外の巡視・巡回

- 登下校時の巡視：別に定める「巡視担当表」に基づき、担当教職員が校舎周辺の巡視を行う。また、集団下校時には、安全点検担当の教職員が通学路の巡視を行う。
- 通学路の合同点検：「通学路の安全マップ（防犯、交通、災害）」を基に、PTA・地域関係者・警察と合同で点検を実施する。
- 校区内パトロール：PTAの協力を得て、長期休暇中の校区内パトロールを実施する。
- 地域見守り：「こども110番の家」「こども110番の店」の住民・店舗の協力を得て、登下校時の児童の見守り活動を実施する。

◆ 来校者予定表様式

来校者予定表					
日付	来校時刻	所属	代表者	車両有無	用件
/	:			有・無	
/	:			有・無	
/	:			有・無	
/	:			有・無	
/	:			有・無	
/	:			有・無	
/	:			有・無	

◆ 来校者受付票様式

来校者受付票	
日付	年 月 日 ()
代表者氏名	他 () 名
所属	
電話番号	
車両番号	※車両がある場合のみご記入ください。
訪問先	
用件	
来客用胸章 No.	
受付時刻	返却時刻

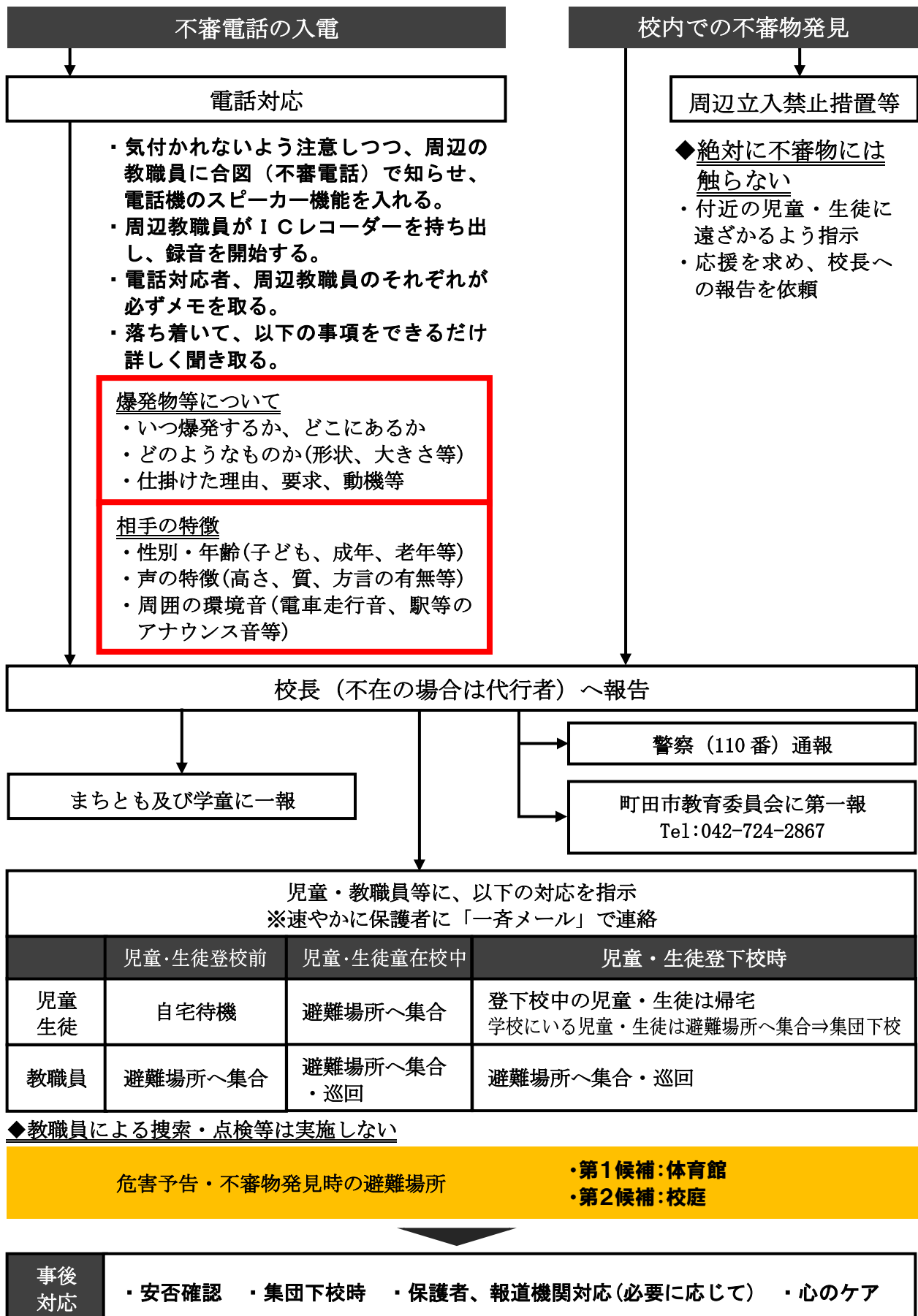
◆ 保護者受付表様式

保護者受付表				
日付	来校時刻	年 組	児童名	用件
/	:	年 組		
/	:	年 組		
/	:	年 組		
/	:	年 組		
/	:	年 組		
/	:	年 組		

◆ 校内巡視チェックリスト

校内巡視チェックリスト	
検査日: 年 月 日 検査時間: 時 分 ~ 時 分 検査場所: 校舎内・校舎外・校門 検査者: () 検査結果: ()	
検査項目 ① 校舎内 ② 校舎外 ③ 校門 ④ 校舎内・校舎外 ⑤ 校門・校舎外 ⑥ 校舎内・校舎外・校門 ⑦ 校舎内・校舎外・校門・校舎外 ⑧ 校舎内・校舎外・校門・校舎外・校門 ⑨ 校舎内・校舎外・校門・校舎外・校門・校舎外 ⑩ 校舎内・校舎外・校門・校舎外・校門・校舎外・校門	検査結果 ① 校舎内 ② 校舎外 ③ 校門 ④ 校舎内・校舎外 ⑤ 校門・校舎外 ⑥ 校舎内・校舎外・校門 ⑦ 校舎内・校舎外・校門・校舎外 ⑧ 校舎内・校舎外・校門・校舎外・校門 ⑨ 校舎内・校舎外・校門・校舎外・校門・校舎外 ⑩ 校舎内・校舎外・校門・校舎外・校門・校舎外・校門

(5) 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



◆近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

(1) 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の児童生徒への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など児童生徒の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

※緊急対応が必要な事態（例）：以下のような状況が継続している場合

- *凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
- *登下校中の児童生徒が不審者に襲われケガをした。
- *不審者が登下校中の児童生徒に声を掛け連れ去ろうとした。
- *登下校中の児童生徒が金品を奪われた。
- *校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない。
- *その他、学校近隣において児童生徒が犯罪被害を受ける可能性がある。

(2) ケース別の児童生徒・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。

なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。また、登下校中の時間帯に発生した場合は、警察へ連絡を行う。

ケース	発生時間帯	児童・生徒	教職員
通学路上で児童が襲われた ※金品を奪われた、襲われてケガをした等	登下校中	自宅、学校、付近の「子ども 110 番の家」や商店（以下「最寄り避難先」とする。）のうち、最も近いところへ避難。 学校に残る（又は避難した）児童生徒は学校待機→保護者引渡し。	☐ 被災児童生徒の居場所へ急行（学級担任） ☐ （未通報の場合）110 番通報等 ☐ 通学路の巡回
校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる ※校区内で、刃物等の凶器を所持した不審者が発生し、身柄確保ができていない場合等	登校前	自宅待機	☐ 学校にて待機対応 ☐ 必要に応じて通学路の巡回
	登下校中	自宅、学校、最寄り避難先のうち最も近いところへ避難。 学校に残る（又は避難した）児童生徒は学校待機→保護者引渡し。	
校区内にその他の不審者等がいる ※校区内で、不審者による声掛け事案等が発生した直後等	登校前	集団登校（又は保護者による送り）。	☐ 学校にて待機対応 ☐ 必要に応じて通学路の巡回
	登下校中	自宅・学校のうち近い方へ避難。 学校に残る児童生徒は集団下校。	

(3) 関係機関等との連携

校長は、学校近隣において児童生徒の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、担当教職員に指示して、速やかに関係機関へ連絡し情報共有を図るとともに、必要に応じて学校安全を維持するための協力を依頼する。

各関係機関等との連絡・協力依頼

	情報共有・協力依頼（必要に応じて）の内容
町田市教育委員会	＊発生事案及び学校の対応状況等に関する報告・支援要請 ＊近隣学校等における類似事案等の情報提供依頼
警察（町田警察署）	＊地域パトロール等の要請 ＊（未通報の場合）110番通報
保護者	＊発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 ＊引渡し等への対応依頼 ＊登下校中の見守り依頼
地域ボランティア	＊発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 ＊登下校中の見守り、通学路パトロールの要請
まちとも・学童	＊発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡

犯罪被害防止 インターネット犯罪編

インターネット上の犯罪被害防止対策

(1) 最新事例の把握

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、児童への指導に反映する。

- ☐ 警察庁「なくそう、子供の性被害。」

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/

- ☐ 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」

<https://www.keisatukyoukai.or.jp/pages/23/>

- ☐ 文部科学省「情報モラル教育の充実」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

- ☐ 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm

- ☐ 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」

https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf

- ☐ 文部科学省・内閣府「生命（いのち）の安全教育」

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

(2) 家庭との連携

校長は、毎年7月を重点期間として学級担任に指示し、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、児童生徒と保護者で話し合っ規則を策定し、実際に規則を守る取組を推進する。

なお、ICT機器の利用は年々低年齢化していることから、低学年のうちからこの取組を進めることとする。

交通事故編

交通事故発生時の対応フロー

登下校中などに児童生徒等が関わる交通事故が発生した場合の初期対応について、校内研修等で共通理解を図り、組織的に対応する。



火災編

事前の危機管理

①教職員の役割

係	担当者	内容	準備	保管場所
本部	隊長：(大山) 校長 副隊長：(野崎) 副校長	○全体指揮 ○児童生徒・教職員の安全確保	・名簿	(副校長席後方)
通報	(校長) (副校長) (近藤)	○校内非常放送 ○消防署・警察への連絡 ○市教委への連絡	・非常放送機 ・携帯マイク ・メガホン	(職員室)
庶務	(近藤) 生活指導主幹	○避難経路図作成・配布 ○避難訓練計画作成	・避難経路図	(職員室・各教室)
避難誘導	各学年主任 1年(小俣) 2年(塚本) 3年(上石) サポートルーム(洞口) 担任 副担任	○児童・生徒の安全誘導・人員点呼 ※授業中は授業担当者 ※休憩中は学級担任	・出席簿 ・ヘルメット	(各教室)
初期消火	近くにいる職員 1年(枝迫) 2年(細井) 3年(仲西)	○消防隊着までの初期消火	・消火器 ・消化栓ホース	(各階)
救助活動	1階(仲西) 2階(上石) 3階(塚本) 4階(枝迫)	○校内の人員捜索 ○要救助者の救出 ○救急袋の用意	・担架 ・救助袋	(保健室)
看護	(齋藤) 養護教諭	○応急手当 ○救急車依頼 ○記録	・救急箱	(保健室)
非常搬出	(田向) 教務主任 (菅野) 都事務	○重要書類の搬出	・搬出物	(職員室) (校長室) (事務室)

②安全点検計画

	時間・方法	対象	教職員の点検項目(例)
安全点検	【每学期1回】 全教職員が分担して目視	児童生徒が使用する施設及び避難経路、防火に関する設備	☐ 消火器の紛失・破損等 ☐ 消火栓の破損等 ☐ 防火扉付近の障害物等 ☐ ガス・コンセントの破損等 ☐ プールの水等

③教職員の研修計画

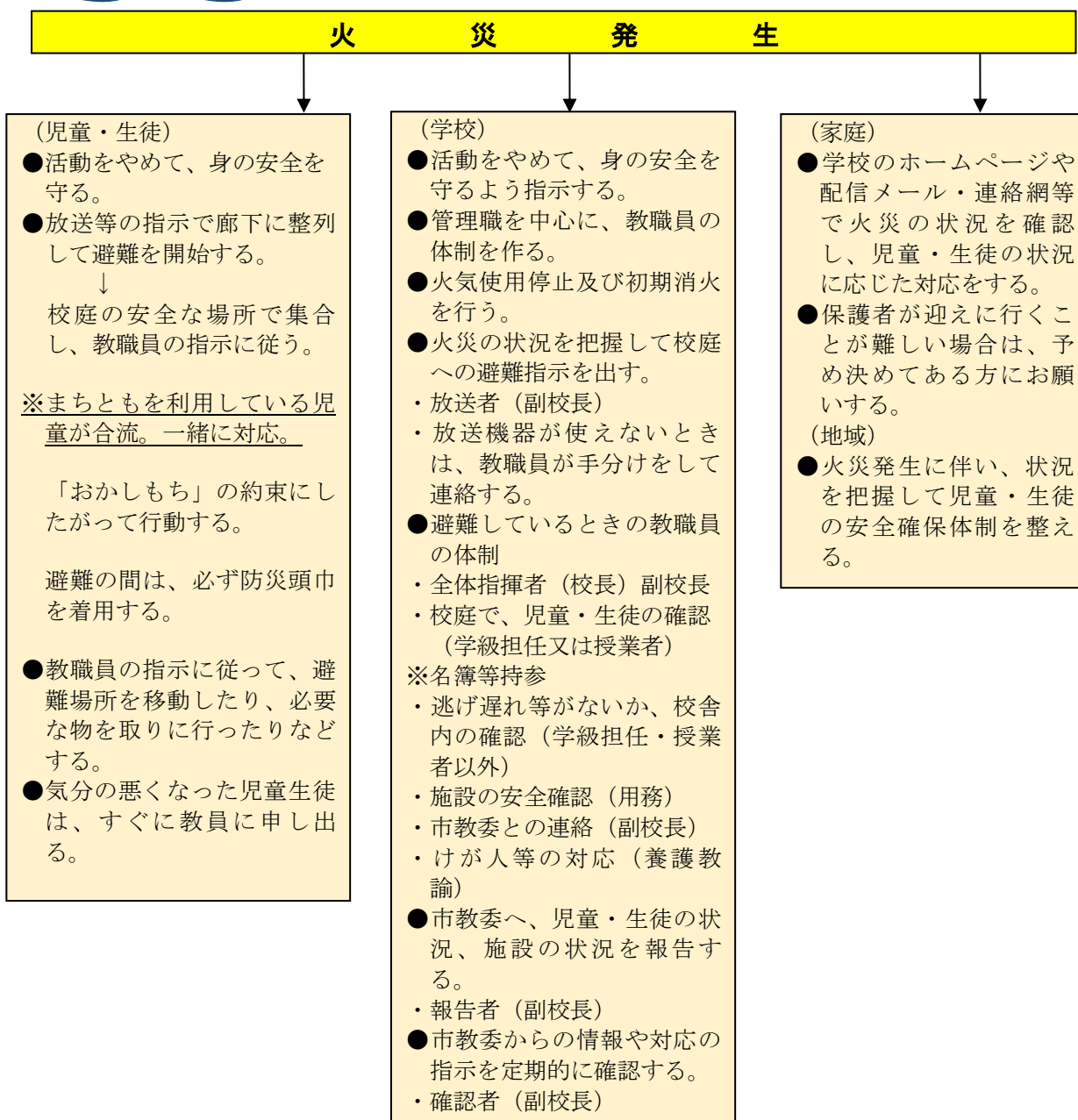
教職員の研修計画	
4月	☐ マニュアルに基づく、火災に対応した防火避難訓練※避難経路確認
9月	☐ 消防署と連携した初期消火訓練

④避難訓練計画

児童・生徒の避難訓練計画	
4月	□マニュアルの検討・作成及び周知
5月	□火災を想定した避難訓練（授業時間・予告あり）第1避難経路
10月	□火災を想定した避難訓練（休憩時間・予告あり）第2避難経路
11月	□火災を想定した避難訓練（授業時間・予告なし）第3避難経路

発生時の危機管理（避難確保計画）

在校時



避難の流れ

＜校内電話・放送による報告・指示例＞

火災発見者

（管理職に報告）〇〇で火災が発生しました。火災の状況は〇〇です。児童（生徒）はすぐに〇〇へ避難させます。119番通報をお願いします。

学校災害対策本部

（全校に指示）ただいま、〇〇で火災が発生しました。児童（生徒）のみなさんは、〇〇階段を避けて校庭へ避難します。避難する際は、防災頭巾をかぶって（頭上に注意して）、マスクやハンカチで口を隠しましょう。

児童の避難開始

教職員はそれぞれの配置につく。

- ・校長・副校長は、校庭に本部設置
- ・市教委への報告・連絡・相談
- ・学級担任又は教科担当は児童生徒の避難誘導
- ・（副担任）は、外側から校舎等の確認
- ・（養護教諭）は具合の悪い児童生徒に備える。

児童の避難完了

校庭で児童生徒の人数確認と安否の把握

校舎、体育館などの施設・設備の安全確認

避難場所の移動

- ・各教室
- ・体育館

＜まちとも・学童との連携＞

- ※まちとも・学童が活動している時間帯の場合
- ・まちともスタッフと学童との情報交換・共有

【第2次避難場所】

忠生公園

＜第2次避難を行う場合＞

- ・門に第2次避難場所に移動したことがわかるように示す。可能であればメール配信をする。

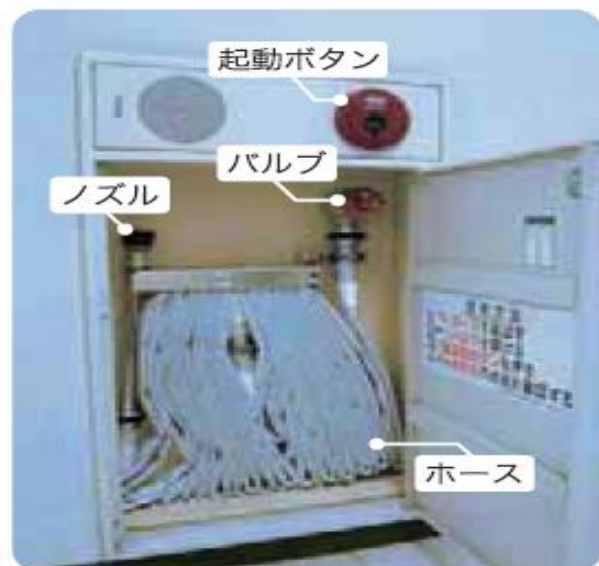
消火器の使用法



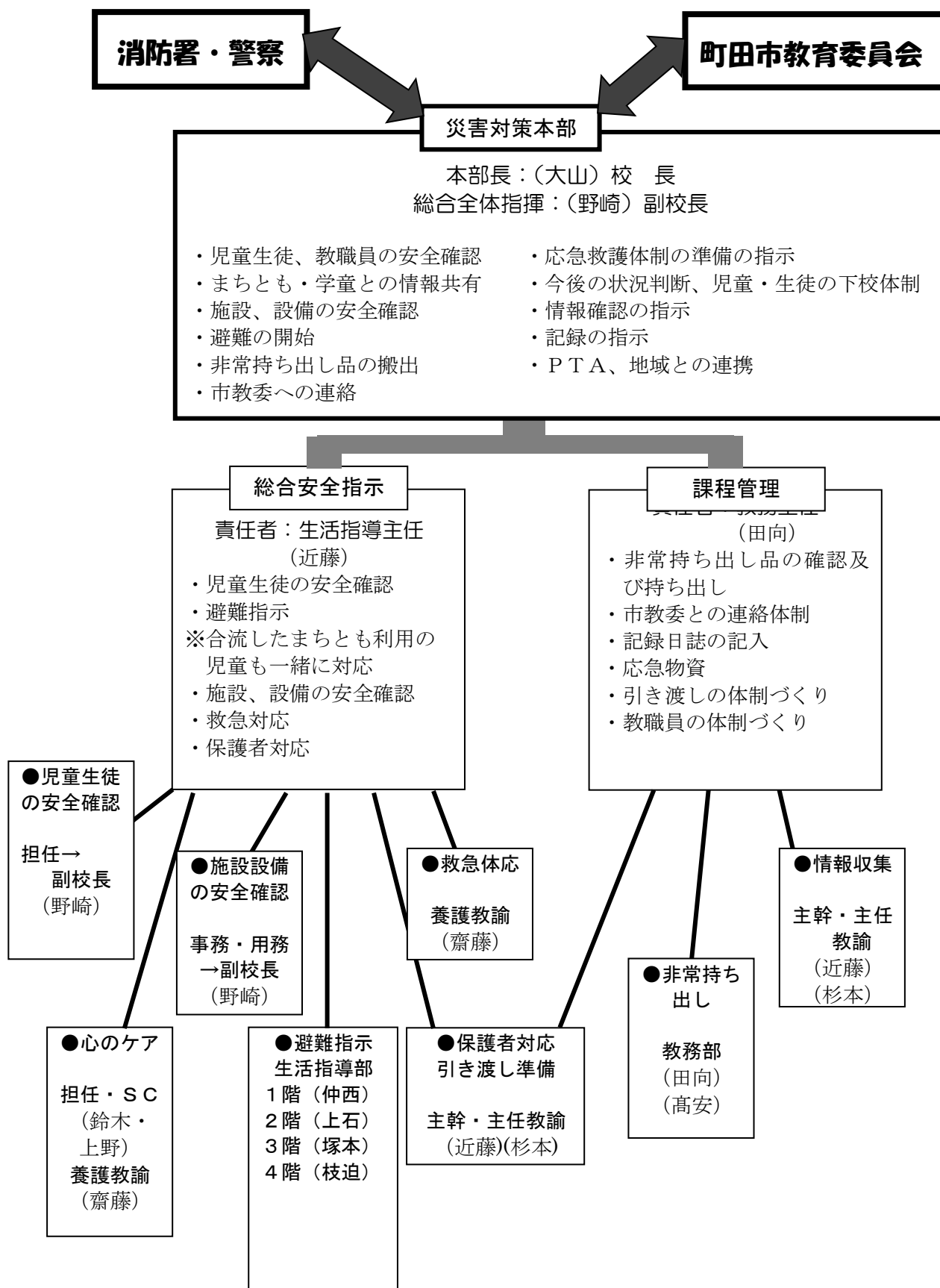
消火栓の使用方法

屋内消火栓の使用法

屋内消火栓は必ず2人以上で操作する。



①学校災害対策本部



②保護者及び市教委等への情報伝達

緊急情報発信体制		
学校が停電になっていない場合	保護者へ	配信メール、学校のホームページ等
	市教委等へ	電話または携帯電話等
学校が停電になっている場合	保護者へ	原則は「引き渡し」完了まで待機
	市教委等へ	携帯電話または防災行政無線等

③災害発生の翌日以降の教職員体制及びメンタルケア

通常通りの活動が可能な場合
・学校の活動を通常通り開始する。 ・市教委との連携を図るなどして、まずは教育活動を行う。 ・心的ストレスなどの症状が出ている児童生徒へは、カウンセラーなどと連携をして心の安定に努める。

④授業再開準備

通常通りの活動が不可能な場合	
学校の再開に向けて	・教育委員会が、学校との協議の上、授業再開時期の目途を定める。これに基づき、校長は、実情に応じて再開時期を決定する。 ・各教室の状況を把握し、学校再開に向けた準備を行う。 ・一日も早い、学校の通常の活動を取り戻すための体制を整える。 ・教職員の状況を把握し、学校再開の態勢を考える。 ・市教委と連絡を密に取り合っていく。

風水害・雪害編

事前の危機管理(避難確保計画)

①基本方針

学校及び家庭の基本方針	
(1) 学 校	・学校は、大型台風や風水害・雪害・土砂災害をもたらす気象状況の時、気象予報などをもとに、登校を遅らせるなどの対応を取ることがある。 ・朝の登校を遅らせるなどの処置を取る場合は、前日の帰りの会で連絡をし、また、配信メールでも連絡をする。 ・通常の時間で登校の場合は、特にメール配信等はしない。 ・台風や風水害への対応については、近隣小・中学校とも連絡を取り合いながら、管理職及び主幹教諭で判断をする。 ・必要に応じて市教委の判断を仰ぐ。 ・学校の判断で通常の登下校を行わない場合は市教委へ報告する。 ・川や側溝などで、水があふれ、思わぬ事故につながることもあるので、児童・生徒には事前に注意を呼びかけておく。
(2) 家 庭	・日頃から通学路の危険箇所を子どもと確認し合う。 ・気象予報及び学校の配信情報をこまめに確認する。 ・学校から登校の指示が出たとしても、通学路の状況を見て危険が予想される場合は登校を見合わせる。その場合の出欠席について学校は配慮する。 ・登下校時は可能な限り外に出て見守る。

②市教委の判断方針

市教委の判断	
判断時期	①前日の午前中まで ②土日祝日の次の日になると想定される場合は、その直前の平日まで
判断パターン	①全校一律に、休校又は登下校時間を変更する。 ②全校一律の対応はせず、状況を見て各学校長の判断で決定する。
※市教委は、給食の実施の有無、そのほかの教育活動の留意点などを含めて全て校長会との連絡調整を経て、決定する。	

③登下校についての判断基準

判断基準			
東京都を直撃する時間帯	登校時間帯 (7時～8時)	在校中 (8時～15時)	下校時間帯 (14時～16時)
対応	1～2時間遅れで登校	平常通り	①台風が通り過ぎるまで学校待機 ②集団下校 ③引き渡し
判断材料	○前日の夕方6時のニュース・天気予報		○交通機関の麻痺 ○建物損壊 ○停電等による信号機非点灯

④保護者及び連携機関への情報伝達

情報伝達及び対応者氏名			
通知作成及び配布	(副校長)	問い合わせ対応	(副校長)
メール配信	(副校長)	市教委への報告	(校長)
ホームページ更新	(校長)	PTA・地域への報告	(校長)
学童保育クラブとの連携	(副校長)	まちとも等との連携	(副校長)

⑤配備基準に基づく配備職員

- ・大規模災害が発生した場合、教職員は、公務員として、勤務をしている学校で校務にあたらねばならない。
- ・公共交通機関が止まってしまった場合、保護者が帰宅困難な状態に陥ってしまう。また、建物等の倒壊や停電などの状況によっては、学校に留め置く児童生徒も出てくることが想定される。
- ・非常参集時には、必ずインターネット等で警報等に関する情報を収集するとともに、下記の場合には、危険区域を絶対に通らないこと。

参集の種類等	避けるべき区域
風水害時の参集	洪水ハザードマップ（洪水浸水想定区域図）、土砂災害ハザードマップ（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等）で浸水や土砂災害が想定されている区域

大規模災害発生時の教職員の体制に向けた調査の実施

職 名：副校長	氏 名：野崎 浩
◎災害発生前～その当日	
（ ○ ） 学校に駆け付ける又は残留して勤務できる	
（ ） 学校に駆け付ける又は残留して勤務することは難しい	
理由：	

避難施設配備職員（夜間や休日の場合）（2025年4月現在）

市の警戒本部又は災害対策本部が、避難施設の開設準備開始を決定し、教育長が配備を必要と判断したとき	管理職 1 名	(副校長) 野崎 浩
	学校職員 1 名	(近藤)

※参集する際には自身の身の安全に十分留意すること。

※災害等の被害が大きい場合には、参集途上の地域の様子をつぶさに観察し、管理職等へ報告すること。

⑥地域特性から予想される二次災害

想定される二次被害	
土砂災害	□液状化 □地盤（沈下、すべり、亀裂、擁壁の崩壊等）
水害	■河川氾濫 □冠水
雪害	□雪崩 ■凍結

【町田市洪水及び土砂災害ハザードマップ】※避難確保計画イメージ

貯水池から水があふれ、道路上に水が浸入。



生徒・職員は2階に避難。可能な範囲で食料等を2階へ。



2階放送室より近隣住民に木曾中に避難するよう放送による避難勧告。



水が引き次第、生徒の引き取り開始

⑦災害対応物資の管理

災害発生時に役立つ物資等の例		保管場所
停電時に役立つもの	■ ハンドマイク ■ ホイッスル ■ 懐中電灯・電池式ランタン	副校長席横 用務主事室
救助・避難に役立つもの	■ バール ■ ジャッキ ■ 救護箱	用務主事室 保健室
情報収集に役立つもの	■ 携帯ラジオ ■ 乾電池 ■ 携帯電話 ■ 衛星電話	事務室 校長室
避難行動時に役立つもの	■ マスターキー ■ 手袋（軍手） ■ ロープ ■ 雨合羽	副校長席 用務主事室

⑧避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具

発生時の危機管理（避難確保計画）

登校時

登校時に風水害・雪害が発生した場合

児童・生徒	・突風や大雨・大雪に注意をして登校する。 ・なるべく複数で登校する。 ・危険箇所を避けて登校する。
教職員	・台風や風水害・雪害の規模により、災害対策本部を設置して登校時間に合わせて、教職員の見回り体制をつくる。 ・登校してきた児童・生徒の状況（人数・氏名・健康状態）を確認して校長に報告する。 ・通勤途中及び通勤してきた教職員の状況（人数・氏名・健康状態）を校長が確認する ・状況に応じて保護者への見守りを願う。 ・学校の昇降口は、早めに開けておく。

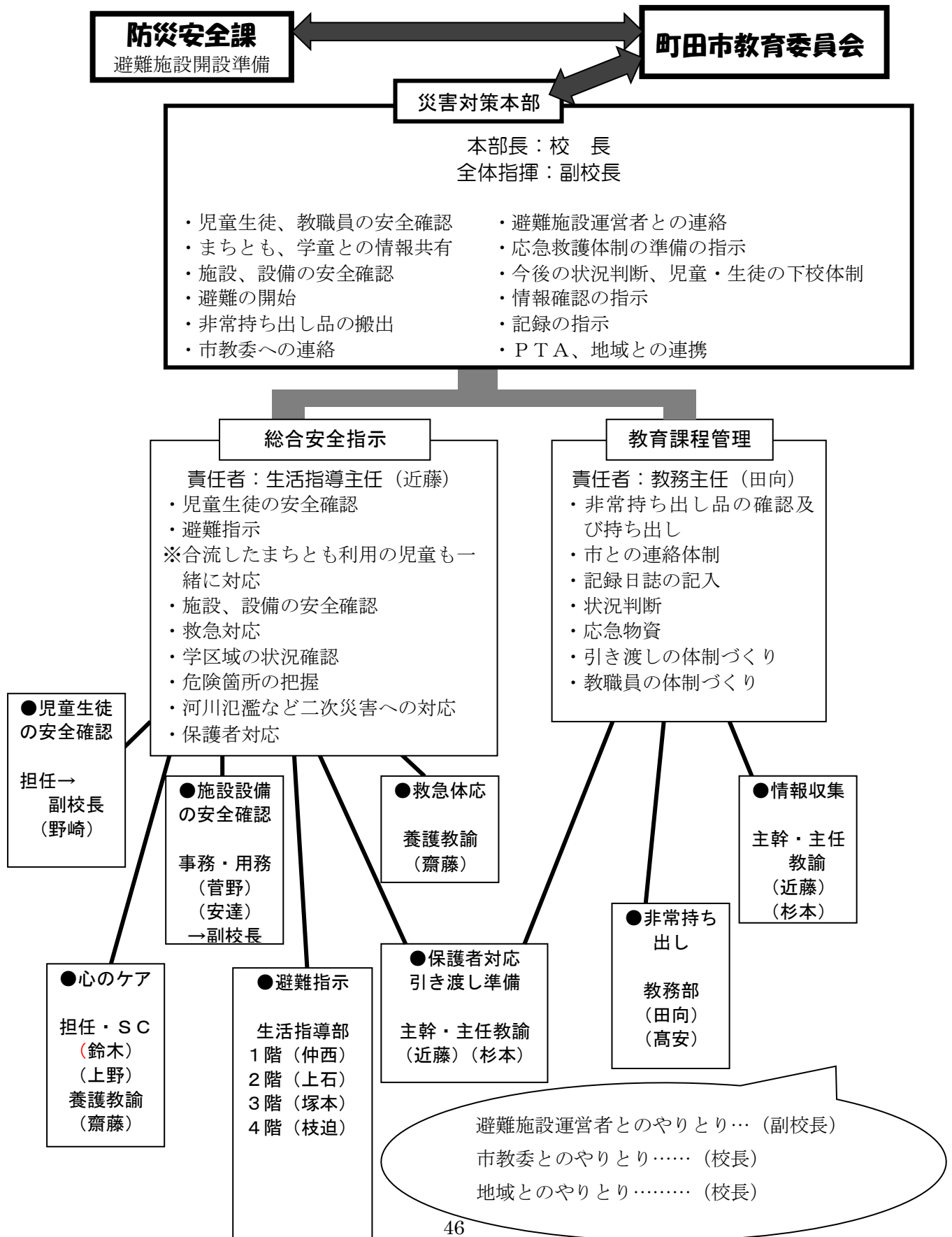
下校時

下校時に風水害・雪害が発生した場合

児童・生徒	・突風や大雨、大雪に注意をして下校する。 ・なるべく複数で下校する。 ・危険箇所を避けて下校する。
教職員	・台風や風水害・雪害の規模により、災害対策本部を設置して下校時における体制について、市教委の判断や近隣小・中学校の状況を見ながら管理職と主幹教諭で決定する。 ・下校時間帯が、台風等の直撃に遭うときは、学校で待機をし、下校の時刻を遅らせる。下校の時刻が遅くなることは、配信メールや連絡網で保護者に知らせる。 ・下校が可能な場合でも状況によっては、集団下校とする。 ・台風や風水害・雪害の影響で、公共交通機関が終日不通となる場合は、状況を見ながら、引き渡しとすることもある。帰宅後も大人が誰もいない状況になる場合は、学校で預かることもある。 ・教職員の退勤状況を校長は確認する。
まちとも・学童	・台風や風水害・雪害の規模により、まちとも及び学童と情報共有を行い、下校対応について連携を図る。

発生後の危機管理（避難確保計画）

①学校災害対策本部



②保護者及び連携機関への情報伝達方法

緊急情報発信体制		
学校が停電になっていない場合	保護者へ	配信メール、学校のホームページ等
	市教委等へ	電話または携帯電話等
学校が停電になっている場合	保護者へ	原則は「引き渡し」完了まで待機
	市教委等へ	携帯電話または防災行政無線等

③災害発生の翌日以降の職員体制

通常通りの活動が可能な場合
・学校の活動を通常通り開始する。 ・市教委との連携を図るなどして、まずは教育活動を行う。

※活動を通常通り開始できないなど被害が大きい場合、被害状況に応じて市教委と連携し、活動を開始できるように対応する。

④避難施設開設協力体制及び授業再開準備

学校が避難施設となる場合	
施設の体制	・避難施設の開設、閉鎖にかかる流れについては、「学校教育部災害対策対応マニュアル 別紙1」を基に、対応する。 ・教育長から動因指令が出された場合は、管理職1名・校長が指名する教職員1名が校内に待機し、施設管理者として、避難施設の運営に協力する。

⑤防災教育及び訓練の実施

防災教育
施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。 その主な内容は以下のとおり。 ①土砂災害の前兆現象について ②情報収集及び伝達体制 ③避難判断・誘導本避難確保計画の周知
訓練
避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。 ①訓練内容 ②情報収集及び伝達 ③避難判断 ④避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）
訓練の実施時期
避難訓練は、出水期前に行う。 ①新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、訓練等を実施する。 ②全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。

①基本方針

	災害発生時	災害発生後
(1) 学 校	・学校は、児童生徒の安全を最優先に考え、地震に対しての対応を図っていく。 ・災害の規模や、学区域の被害状況により、集団下校または保護者等への引き渡しという形をとる。特に、平成23年3月11日に発生した地震では、都心で震度5強、多摩地域でも震度5弱を観測している。市教委としては、原則として、東京(町田市)の震度5弱以上で、引き渡しとする。 ・地震の発生により、公共交通機関、特に、小田急線や横浜線が終日不通になる場合や、復旧が夜遅くなることが想定される場合には、児童生徒は原則として学校待機とし、引き渡しとする。	・学校が避難施設となるまでにいたらなかった場合には、通常の業務が遂行できるように体制を整える。 ・学校が避難施設となる場合は、市の担当者、学校の教職員、PTA、自治会や町内会と連携をして、避難施設の円滑な運営を心がける。
(2) 家 庭	・日頃より、各家庭において、災害発生時の避難場所などについて決めておく。 ・児童・生徒が在校中に都内で震度5弱以上の地震や、災害の発生によって交通機関が終日復旧しない場合などは、児童生徒は学校で待機しているので、保護者は落ち着いて学校に向かうようにする。 ・保護者が迎えに行けない場合に、誰が迎えに行けるか、どのような場合に保護者以外が迎えに行くかなどについて、関係者同士で打合せを行っておくと共に学校と事前確認を行う。	・家族の安否を確認する。 ・各家庭の住居の安全を確認し、その後の生活が送れるかどうかを見てから、その後の対応を考える。
(3) 地 域	・大規模な災害が発生した場合には、各自治会、町内会でどのように対応するかを予め決めておく。 ・自治会や町内会の体制で、児童生徒の見守りの体制も作っておく。 ・学校が避難施設となった場合の体制を整えておく。	・各地域の被害状況や住民の安否を確認する ・学校が避難施設となる場合には、市の担当者、学校の教職員、PTA等と協議の上、避難施設の円滑な運営を進める。

②配備基準に基づく配備職員

- ・大規模災害が発生した場合、教職員は、公務員として、勤務をしている学校で校務にあたらねばならない。
- ・公共交通機関が止まってしまった場合、保護者が帰宅困難な状態に陥ってしまう。また、建物等の倒壊や停電などの状況によっては、学校に留め置く児童生徒も出てくることが想定される。

震度 5 強以上の地震発生時の教職員の体制に向けた調査の実施

職 名：副校長

氏 名：野崎 浩

◎災害発生直後～その当日

(☐) 学校に駆け付ける又は残留して勤務できる

(☐) 学校に駆け付ける又は残留して勤務することは難しい

理由：

◎災害発生直後～3 日目

(☐) 学校に駆け付ける又は残留して勤務できる

(☐) 学校に駆け付ける又は残留して勤務することは難しい

理由：

※夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制について下記のとおり内容を確認し、教職員に周知する。

《非常参集体制》

避難施設配備職員（夜間や休日の場合）（2000年〇月現在）

第 1 配備	震度 5 弱	校長 副校長 教職員 3 名（田向）（慶田元）（枝迫） その他の教職員は「待機」※1
第 2 配備	震度 5 強	校長 副校長 （田向）（仲西）（枝迫）（慶田元） （近藤）（齋藤）（洞口）（吉田）（吉葉）（武田）（上石）（奥出）（ ）（ ）（ ）※50% 教職員（50%）は「待機」※1
第 3 配備	震度 6 弱以上	全教職員※全教職員は管理職等からの要請を待たずに学校に参集

※1：必要に応じて応援を要請する場合があるため、「待機」となる教職員は、常に連絡がとれるような状態にしておくこと

※地震発生による被害状況、事故・災害等の状況に応じて、いずれの体制を取るかを校長が判断し対応する。

※安全確保等の優先

○勤務時間外の非常配備については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

○交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、無理に参集せず、管理職等にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて管理職等と連携を取りつつ、児童及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。

※非常参集の心得

○服装は、動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。

○数時間勤務に当たることを想定し、リュック等に準備しておく。

【持ち物の例】

☐ 身分証明書	☐ 携帯電話・スマートフォン	☐ 携帯充電器	☐ 携帯ラジオ
☐ 携帯できる食料	☐ 飲料水	☐ 現金（小銭）	☐ 笛（ホイッスル）
☐ 小型のライト	☐ マスク	☐ 着替え	☐ メモ帳・筆記用具

※教職員の安否確認

○全ての教職員は、事故・災害等の発生により、第2配備及び第3配備などの非常参集体制が取られた場合は、自身の安否状況（自身及び家族の被災状況、自宅の被災状況等）について、メール又は電話により、管理職（校長又は教頭）に連絡する。

○校長は、副校長に指示して、全教職員の安否情報を取りまとめるとともに、安否不明の教職員に対して安否確認の連絡を取る。また、安否不明又は被災により事故・災害等への対応が取れない教職員がいる場合は、必要に応じてその代理となるものを指名する。

③地域特性から予想される二次災害

想定される二次被害	
火災	☐ 学校からの出火 ☐ 周辺の地域からの延焼・類焼
余震	☐ 建物の倒壊 ☐ 非構造部材の落下・転倒・移動
土砂災害	☐ 液状化 ☐ 地盤（沈下、すべり、亀裂、擁壁の崩壊等）
水害	☐ 河川氾濫 ☐ 冠水

④教職員の研修計画

教職員の研修計画	
4月	☐ マニュアルの検討・作成及び周知
4月	☐ マニュアルに基づく、地震に対応した防災避難訓練
8月	☐ AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
7月	☐ 児童生徒等の引き渡し等の方法
9月	☐ 児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程への位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解
10月	☐ 児童生徒等の心のケアに関すること 等
2月	☐ 情報通信手段の使用方法的確認（衛星電話の通信状況・充電確認含む）

⑤避難訓練計画

児童・生徒の避難訓練計画	
4月	☐ 地震に想定した避難訓練（授業時間・予告あり）
5月	☐ 地震に想定した避難訓練（休憩時間・予告あり）
9月	☐ 児童生徒等の引き渡し等の方法
1月	☐ 地震に想定した避難訓練（授業時間・予告なし）
2月	☐ 地震に想定した避難訓練（休憩時間・予告なし）
3月	☐ 大地震を想定した避難訓練（授業時間・予告あり）※第2次避難場所

⑥災害対応物資の管理

災害発生時に役立つ物資等の例		保管場所
頭部を保護するもの	☐ 防災ずきん ☐ ヘルメット	職員室
停電時に役立つもの	☐ ハンドマイク ☐ ホイッスル ☐ 懐中電灯・電池式ランタン	副校長席横 用務主事室
救助・避難に役立つもの	☐ バール ☐ ジャッキ ☐ 救護箱	用務主事室 保健室

情報収集に役立つもの	☐ 携帯ラジオ ☐ 乾電池 ☐ 携帯電話 ☐ 衛星電話 ※使用可能な情報機器	職員室 校長室
避難行動時に役立つもの	☐ マスターキー ☐ 手袋（軍手） ☐ ロープ	副校長席 用務主事室
状況把握に役立つもの	☐ 児童・生徒、教職員、関係機関の名簿及び引き渡しカード、連絡先	職員室

学校待機時に役立つ物資等の例（児童・生徒用）		保管場所
生活に役立つもの	☐ 飲料水 ☐ アルファ化米 ☐ 毛布	視聴覚準備室
避難施設準備に役立つもの	☐ ガムテープ ☐ すずらんテープ ☐ 画用紙 ☐ マジック	印刷室

⑦避難施設関係者会議※開催する際は、防災安全課から事前に学校へ連絡がある。

出席者氏名			
市の指定職員 4名程度※1	(梶原) (菊池) (柴田) (高森)	自主防災隊 (近隣自治会)	(小俣)
学校運営協議 会委員長	(竹島)	教職員の代表	(野崎)
P T A役員	(兼子) (岩佐) (荒巻)	その他	なし

※1 毎年5～6月及び11～12月に各校の指定職員名を防災安全課が通知する。

開催時期		内容
定期開催 ※2	(11)月中旬	災害発生時の対応、役割分担、体制づくり、 災害発生後の対応等
臨時開催	適宜	※地区の課題に応じて設定する

※2 毎年1回は必ず開催する。

⑧安全点検計画

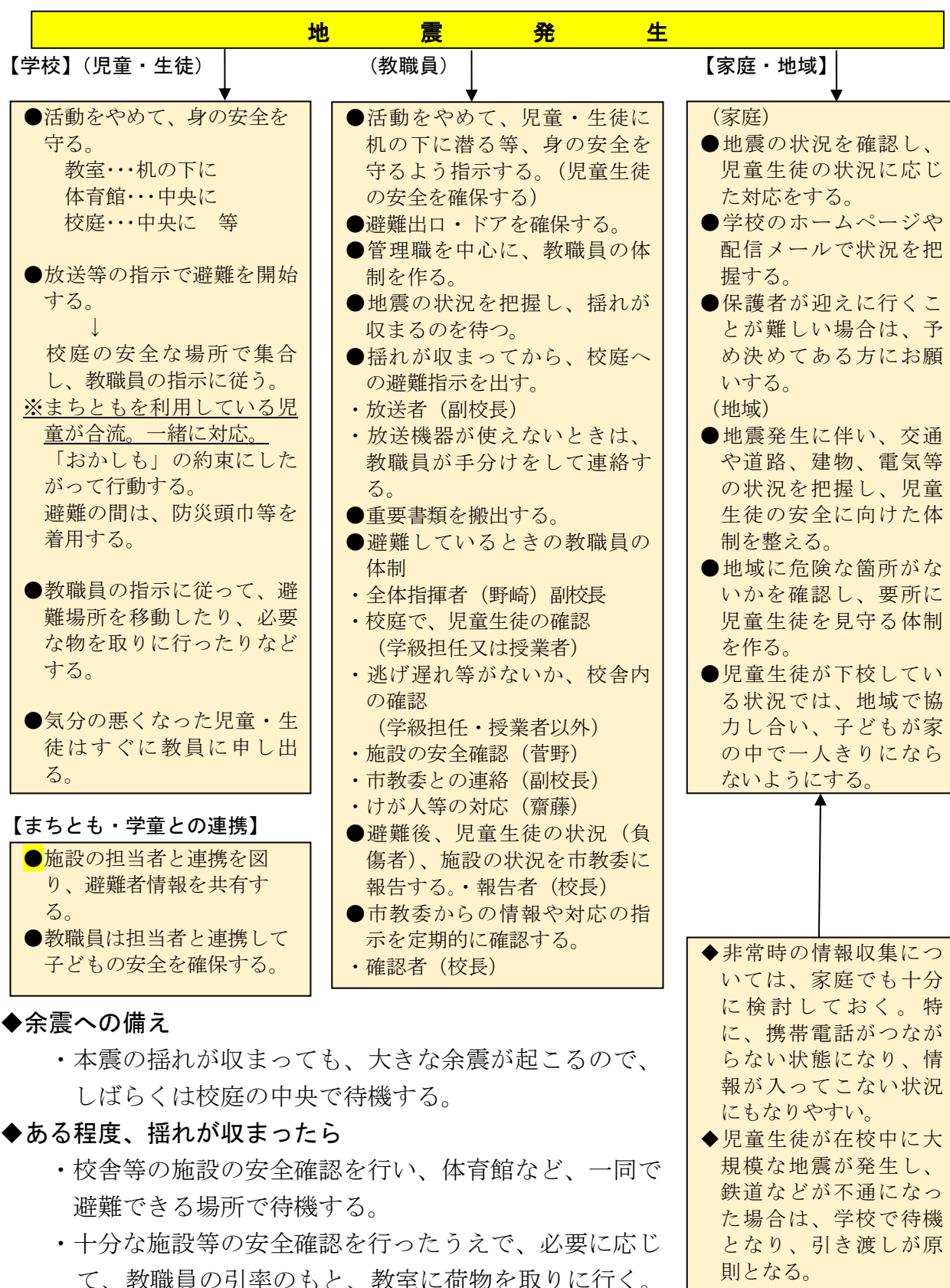
時間・方法		対象	教職員の点検項目（例）
定期的な安全点検	【毎学期】 全教職員が分 担して目視	児童・生徒が使用する施設及び防火、防災、防犯に関する設備	☐ 天井材（仕上げボード）の破損等 ☐ 照明器具の変形、腐食等 ☐ 窓ガラスのひび割れ等 ☐ 開閉可能な窓のクレセント
	【毎月1回】 全教職員が分 担して目視	運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	☐ 外壁のひび割れ等 ☐ 書棚等の取付金物

施設・設備安全点検表

点検場所			点検者 (管理責任者)		点検日	／
項 目	異常の有無		異 常 の 状 態			確認
窓・ガラス	あり	なし				
電灯	あり	なし				
ロッカー・棚	あり	なし				
テレビ	あり	なし				
壁	あり	なし				
天井	あり	なし				
床	あり	なし				
ドア・扉	あり	なし				
掃除用具入れ	あり	なし				
書籍類	あり	なし				
消火器	あり	なし				
消化栓	あり	なし				
プール	あり	なし				
ガス栓	あり	なし				
防火扉	あり	なし				
コンセント	あり	なし				

発生時の危機管理（避難確保計画）

在校時



◆余震への備え

- ・本震の揺れが収まって、大きな余震が起こるので、しばらくは校庭の中央で待機する。

◆ある程度、揺れが収まったら

- ・校舎等の施設の安全確認を行い、体育館など、一同で避難できる場所で待機する。
- ・十分な施設等の安全確認を行ったうえで、必要に応じて、教職員の引率のもと、教室に荷物を取りに行く。

避難の流れ

<放送による指示例>

1回目の大きな揺れ

地震発生、地震発生、児童（生徒）はすぐに机の下にもぐりなさい。

2回目の大きな揺れ

地震はまだ続いています。児童（生徒）は机の下から出ません。

揺れが収まる

ただいま、震度〇の地震が発生しました。揺れはおさまりましたので、児童（生徒）のみなさんは、防災頭巾をかぶって（頭上に注意して）、校庭に避難します。

児童・生徒の避難開始

<教職員はそれぞれの配置につく>

- ・ 校長・副校長は、校庭に本部設置
- ・ 市教委への報告・連絡・相談
- ・ 学級担任又は教科担当は児童生徒の避難誘導
- ・ 副担任は外側から校舎などの確認
- ・ 養護教諭は具合の悪い児童・生徒に備える。

児童・生徒の避難完了

<校庭で児童生徒の人数確認と安否の把握>

- ・ 校舎、体育館などの施設・設備の安全確認

避難場所の移動

- ・ 各教室
- ・ 体育館

<まちとも・学童との連携>

- ※まちとも・学童が活動している時間帯の場合
- ・ まちともスタッフと学童との情報交換・共有

【第2次避難場所】
忠生公園

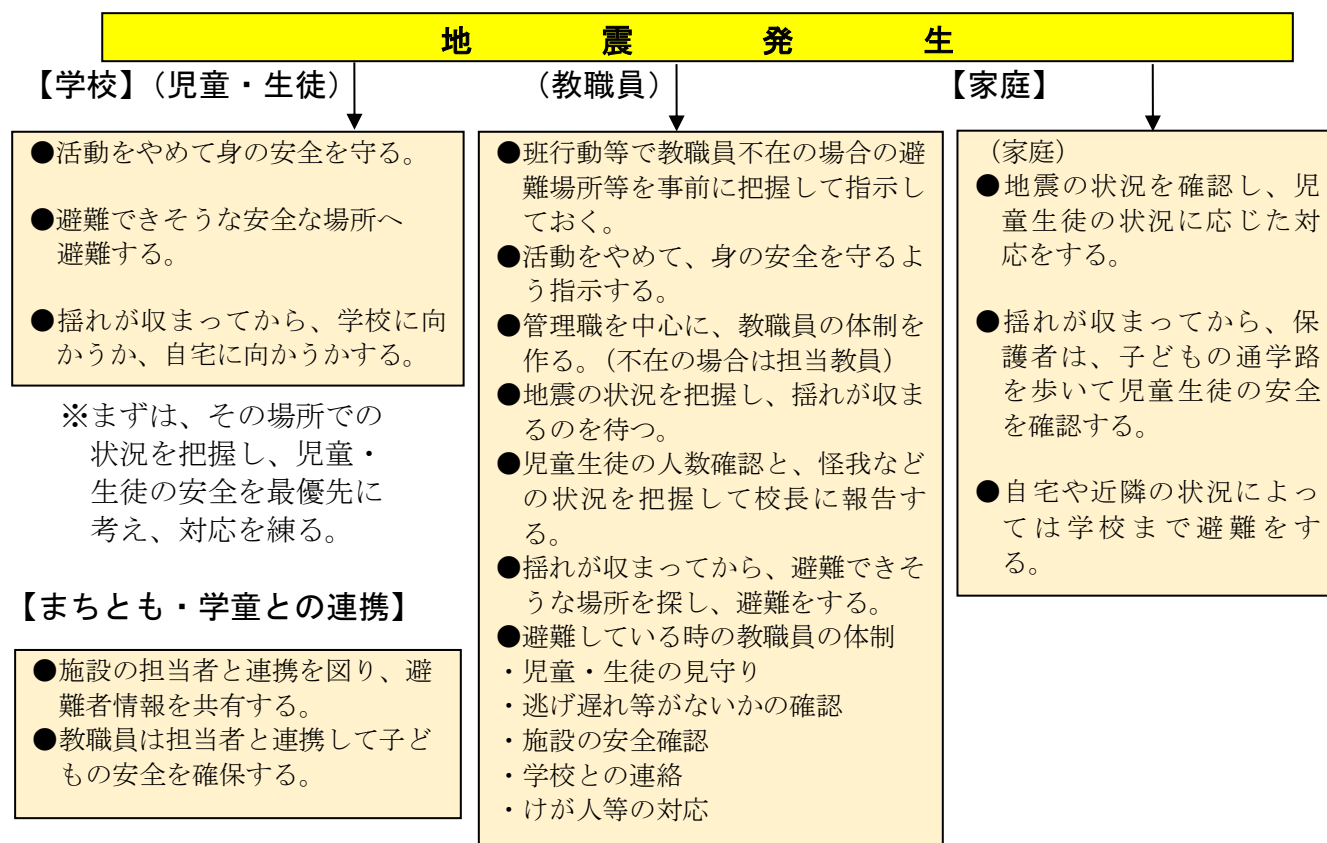
<第2次避難を行う場合>

- ・ 門に第2次避難場所に移動したことがわかるように示す。可能であればメール配信をする。

登下校時

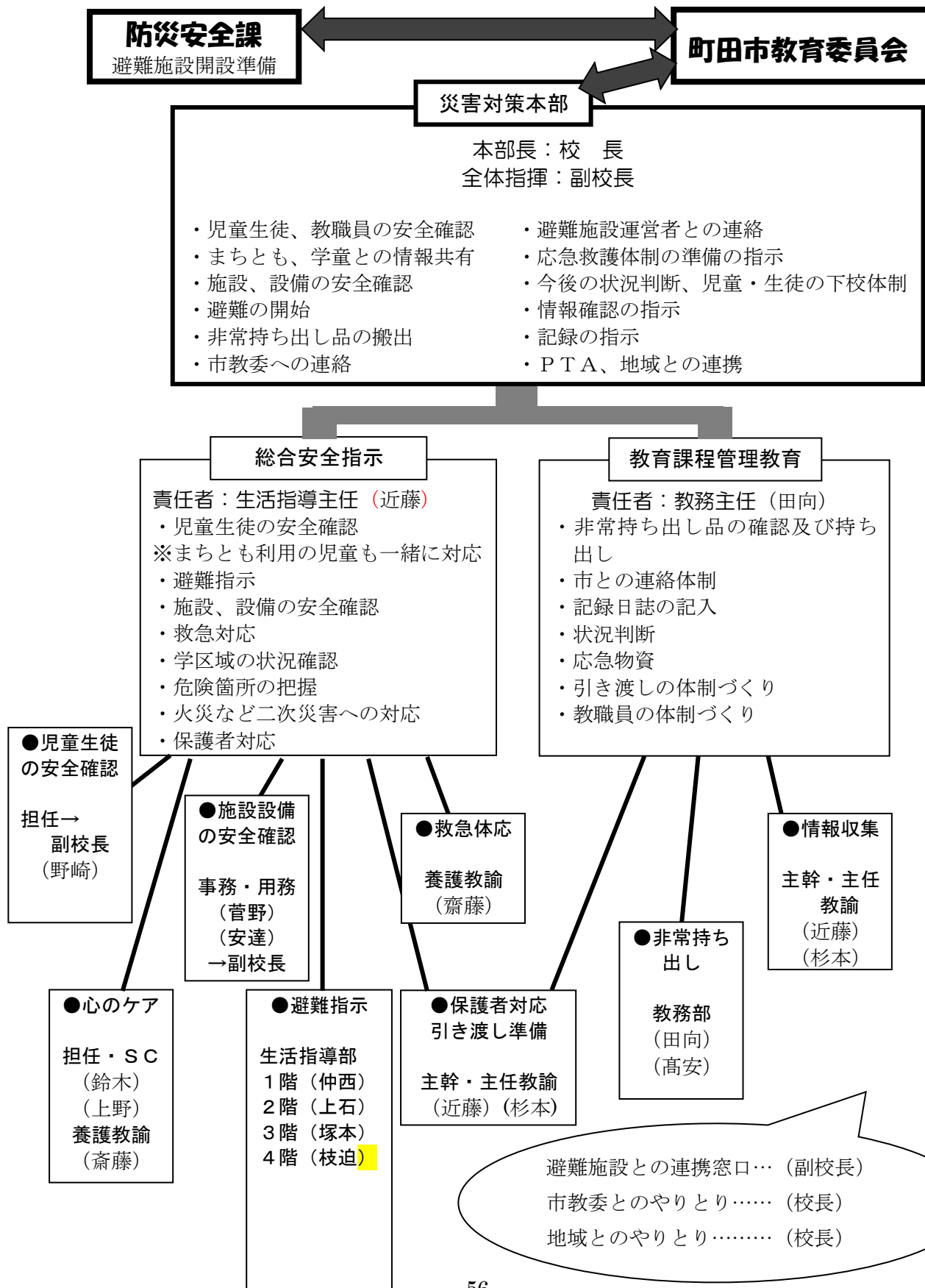
登下校時に災害が発生した場合	
児童・生徒	・揺れが収まるまで、できるだけ広いところ、看板やガラスなど物が落ちてこないところで静かに待つ。頭など、身の安全を守る。 ・揺れが収まったら、あわてずに避難できる場所に移動する。できれば、自宅、または、学校でいずれか近いほうに移動する。ただし、自宅に家族がいない場合は、学校に向かう。
教職員	・教職員が出勤途中または帰宅の途中のときは、自身の家族などの安否を確認しながら、原則として学校に向かう。 ・学校では、校内の児童生徒の状況（人数・氏名・健康状態）を把握し、校長に報告する。 ・災害対策本部を設置して教職員の組織体制を作り、校内・外に教職員を配置したり、学区域の見回りを行ったりする。 ・PTAや地域の方の協力を得て、危険箇所などの確認を行い、児童生徒の安全確保に努める。 ・学校にきた児童・生徒を一定の場所で待機させ、まずは落ち着いて行動できるように声かけをしていく。 ・地震発生後に学校へ避難してくる児童生徒のための体制を作る。（待機場所の準備、教職員の体制、市の職員の体制、市教委への報告等）

校外活動・放課後・夜間・休日



発生後の危機管理（避難確保計画）

①学校災害対策本部 ※震度 5 強以上の場合



②保護者及び市教委等への情報伝達

緊急情報発信体制		
学校が停電になっていない場合	保護者へ	配信メール、学校のホームページ等
	市教委等へ	電話または携帯電話等
学校が停電になっている場合	保護者へ	原則は「引き渡し」完了まで待機
	市教委等へ	携帯電話または防災行政無線等
【配信する内容】 (例) 本日〇時〇分、震度〇の地震が発生しました。現在、児童生徒は、学校で待機をしております。児童生徒の下校につきましては、「引き取り」といたします。保護者または登録していただいている方に引き渡しますので、よろしくお願いいたします。(113字)		

③児童生徒の下校方針及び残留児童生徒への対応

児童生徒の下校の基準	
震度 5 弱以上	保護者等への「引き渡し」とする。
震度 4	一定時間待機した後、状況を見て、集団下校とする場合もある。この際、市教委と近隣の小・中学校とで随時相談をして判断する。したがって、一定の方向性が出るまでは学校で待機する。ただし、鉄道、市内の建物、停電の状況等によっては「引き渡し」とする。
備考	【保護者等の引き取りが午後 6 時を過ぎる場合、又は、その日のうちに引き取りに来られない場合】 - 児童生徒を学校で安全に預かる体制を整える。放課後以降の時間帯では、各教職員の状況を確認し、家に戻らねばならない者、学校に残れる者、家に帰れない者などを把握し、学校における教職員の体制を作る。 - その日の夕食、及び、翌日まで預かる場合の朝食については、学校対応として事前に用意をしておいた備蓄食料で対応する。(アルファ化米、水等)

④災害発生時の教職員の勤務体制

教職員の勤務時間外及び休日など	
家庭において	- まず、各家庭において、家族の安全を最優先に行動する。 - 大規模地震発生時では、電話などの情報伝達手段が不通になることがあるので、避難する場所などについては、家庭内で日頃より話し合っておく。 - 外出先で大規模地震に遭った場合も、家庭内でまずはどこに行くかを決めておく。
学校において	- 大規模地震が発生した場合、それが勤務時間外や休日の場合でも、原則として、安全を確保した上で学校に集まる。 - 学校到着後、管理職の指示に従い、災害への対応を開始する。(児童生徒の安全確認、地域の状況把握など)

⑤災害発生の翌日以降の教職員体制及びメンタルケア

通常通りの活動が可能な場合

- ・学校の活動を通常通り開始する。
- ・市教委との連携を図るなどして、まずは教育活動を行う。
- ・心的ストレスなどの症状が出ている児童・生徒へは、カウンセラーなどと連携をして心の安定に努める。
- ・余震には十分気を付ける。

⑥避難施設開設協力体制及び授業再開準備

学校が避難施設となる場合

施設の体制	・避難施設としての場所は、「避難施設開設・運営マニュアル」にしたがって、体育館及び各階の割り当て教室を使用する。 ・収容スペースの割り振りは、地区の自主防災組織を考慮して行う。 ・トイレは、体育館内のトイレ、体育館横に設置する仮設トイレを使用する。 ・大規模災害発生にあたっては、全ての人が被災者であるため、けが人や病人、心身に障害のある人を除き、基本的には、互いに助け合い、避難施設の円滑な運営に向けて取り組む。
施設の管理	・学校施設の管理については、校長がその代表となるが、避難施設の管理、運営にあたっては、避難施設運営委員が携わる。 ・土日、祝日、夜や早朝など、学校に誰もいない状況の場合は、市の指定職員が避難施設の開設にあたる。 ・避難施設の管理、運営にあたっては、市役所の担当者と教職員とで連携を取り、役割分担をきちんと決めながら行っていく。
学校の再開に向けて	・教育委員会が、学校との協議の上、授業再開時期の目途を定める。これに基づき、校長は、実情に応じて再開時期を決定する。 ・避難施設と学校としての施設の使用範囲を決める。 ・各教室の状況を把握し、学校再開に向けた準備を行う。 ・避難施設から通学する児童・生徒、自宅から通学する児童・生徒についての状況を把握する。 ・通学路の安全を確認して危険箇所は通らないように呼びかける。 ・一日も早い、学校の通常の活動を取り戻すための体制を整える。 ・教職員の状況を把握し、学校再開の態勢を考える。 ・市教委と連絡を密に取り合っていく。

弾道ミサイル発射等 への対応編

その他の危機事象の発生時の対応

弾道ミサイルが発射され日本に飛来するおそれがある場合には、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を介して、市町村の防災行政無線（屋外スピーカー等）や携帯電話のエリアメールが出された場合の対応フロー・緊急速報メールで、特殊な警報サイレン音とともにメッセージが流される

例えば弾道ミサイルは発射から 10 分足らずで到達する可能性もあるため、警報が出されたときには、直ちに行動を取る。管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で迅速・正確な情報を入手するとともに、校内放送を通じて教職員・児童生徒等に対応を指示する。事前に検討する避難計画の中で、授業中（屋内・屋外）の場合、登下校中の場合など、様々なケースを想定して、具体的な避難場所・避難方法を定めておくとともに、発生時の対応として簡潔なフロー図にまとめておくこと。

〈弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際の基本的な対応〉

屋内にいる場合	屋外（校庭等）にいる場合
☐ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動 ☐ カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる	☐ できるだけ頑丈な建物（校舎など）の中に入る ☐ 建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、又は地面に身を伏せて頭部を守る
【付近にミサイルが落下した場合】	
☐ 換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する	☐ 口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難

《参考資料》

□内閣官房 「国民保護ポータルサイト」 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

□文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）p. 42～44
弾道ミサイル発射時を想定した情報伝達と学校の対応（例）のフロー等が記載されています。

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf

校外活動編

校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	☐ 校外活動先における地域固有のリスク（津波・土災害、その他の事故・災害の危険性）を調べ、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ☐ 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調べるとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ☐ 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ☐ 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ☐ 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ☐ 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ☐ 一人で避難できない児童生徒への対応について検討する。
宿泊を伴う活動・食に関する活動 ※ （食物アレルギー対応）	☐ 食物アレルギーをもつ児童生徒についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ☐ エピペン 等持参薬の管理方法について、確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。 ☐ 工場見学や体験学習など、食に関する活動があれば、その内容を十分検討する。 ☐ 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ☐ 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ☐ 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 ☐ エピペン 等持参薬の使用法の再確認 ☐ 搬送可能な医療機関の事前調査 ☐ 円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足（児童生徒同士の弁当のおかずやおやつの交換）、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動（PTA主催イベントの模擬店など）、アレルゲンとなる食品の清掃 等

(2) 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

- | | |
|---|---|
| ☐ 緊急連絡体制表 | ☐ 児童名簿（緊急連絡先を含む） |
| ☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所） | ☐ 緊急搬送先医療機関の情報 |
| ☐ 携帯用救急セット | ☐ 携帯電話・スマートフォン |
| ☐ モバイルバッテリー | ☐ 笛（危険を知らせるため） |

(3) 校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

☐ 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて児童も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。

☐ 校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。

☐ 引率教職員の指示をよく聞くこと

☐ 一人で行動しないこと

☐ 集団を離れる場合は引率教職員に断ること

☐ （食物アレルギーを持つ児童がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと

☐ 学校側では、職員室の学年ホワイトボード（掲示場所）に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

校長は、入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場としてP T A等がイベントを主催する場合についても、同様の対策を取ることを主催者側と事前に確認する。

(1) 事前準備

- ☐ 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- ☐ 行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。(行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認)
- ☐ 行事の受付(来訪者の身元確認と出席者用のリボン渡し)についてP T Aに依頼する。
- ☐ 特に運動会については、参加者の数が多くなることから、開催前後も含めた学校周辺の常時パトロールを、P T A及び地域ボランティアに依頼する。

(2) 校内行事当日の対応

- ☐ 行事の来賓には、受付にて招待状を提示してもらう。確認後、出席者用のリボンを渡し胸の位置につけるよう求める。
- ☐ 児童保護者には、保護者カードをカードホルダーに入れて必ず持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。忘れた者には当日限りのカードを配布する。
- ☐ 行事中、教職員は担当を決めて校内(非開放部分を含む)を巡回し、リボンや保護者カードを身に着けていないものがないか確認する(いた場合には声掛けし、身元を確認)。
- ☐ 行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても説明し、理解を得る。